



京都大学大学院経済学研究科
ディスカッションペーパーシリーズ

外生的会計基準の無機能化

ーミャンマーについてのケース・スタディーー

徳賀 芳弘 京都大学経済学研究科・教授

No.J-18-002

初版（2018年11月）

第2版（2019年 2月）

〒606-8501

京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経済学研究科

外生的会計基準の無機能化

－ミャンマーについてのケース・スタディ

徳賀芳弘[※]（京都大学）

〔要旨〕 本稿の目的は、外生的会計基準（その典型は、IAS や IFRS）が特定法域へ導入されるという局面において、当該法域（とりわけ、開発途上国）で、当該会計基準の一部がもともと予定されていたように機能しない、時には、一部ではなく会計基準全体がほとんど機能しない（当該法域の企業が準拠に抵抗する・無視する）という現象を分析することにある。会計（基準）と環境要因との間に、一定の適合関係があり、そうでない場合には、会計（基準）と環境要因の間にコンフリクトが発生し、その解決において、会計（基準）と環境要因の両方が変化する（共進化する）。このような現象を観察する上で、想定される外生的会計基準（IAS/IFRS）との不適合は、開発途上国においてより鮮明な形で顕れるであろう。

外生的会計基準の無機能化という現象は、当該法域が外生的会計基準を導入するという意思決定（または動機）、及び当該法域の企業がそれに準拠した財務諸表を作成しないという意思決定（または動機）の2つが揃わないと成立しない。多くの開発途上国が、当該法域の環境要因と会計基準との関係から経済合理的に考えれば採用する必要がないはずのIAS/IFRS のような資本市場志向が強く複雑な会計基準を導入しているが、それはなぜか。また、当該法域内の企業は、なぜ導入した会計基準に準拠しなかったのか。2つの疑問の答えは、開発途上国ごとに相違しているかもしれないし、複数のパターンに分かれるかもしれないし、ある程度共通したものを得ることができるかもしれない。

本稿では、ミャンマーをケースとして扱い、文献研究及び国際機関による先行調査に加えて、半構造化方式の訪問面接調査を行った上で、上記の疑問に関する因果推論を展開した。むろん、外生的会計基準の無機能化がどのような条件の下で起こるかを普遍化するためには、世界で観察される多くの無機能化のケースを取り上げて分析する必要がある。普遍化というよりも、各国が区々の原因を有している場合もありうるであろう。そのため、会計基準の無機能化現象が発生する条件を（普遍化できるならば）普遍化するという上位の目的との関係において、本稿の目的を位置づけると、1つの典型的な開発途上国のケースを分析して、上記の条件の普遍化が可能かどうかまで含めた検討を行い、今後多くの事例で検証されるべき普遍化に関する仮説の提示を行うものである。

[※] 京都大学経済学部・教授 e-mail: tokuga@econ.kyoto-u.ac.jp

[キーワード]

国際会計 IAS/IFRS 開発途上国 ミャンマー 外生的会計基準 無機能化

[目次]

- I はじめに
- II 政治・経済・文化と会計基準との関係
- III ミャンマーについてのケース・スタディ
- IV おわりに

I はじめに

R. Ball は、2006 年の論文の中で次のように述べている。

「 [IFRS] に否定的な立場からの意見として、わたしは、現在、IASB（と FASB）が『公正価値会計』の魅力に惹きつけられていることを挙げたい。より深く考えてみれば、IFRS の実務への適用において国による実質的な相違が発生するのは不可避であることが分かる。実質的な相違が発生するというリスクは統一性という外観によって覆い隠されている。会計基準を統一しさえすれば、統一的な財務報告実務を実現できるというのは、無知 [naive] すぎる。また、この問題に関して、わたしは長期に亘って、関心ある複数の論点を指摘してきた。時が来れば、そのこと [が正しかったこと] は明らかになるであろう。」 (Ball [2006] , p. 5)

実証研究のパイオニアであり、所謂「資本市場研究」の会計研究における支配的地位をもたらした Ball による 2006 年の指摘は、世界の多くの会計学者の共感をよんだ (Hail et al. [2010] , Daske et al. [2013] , Nobes [2013] 等を参照せよ)。この提言の示唆の 1 つは、会計基準だけを共通化しても、会計実務の多様性はなくならないということである。しかし、このような指摘は、特に真新しいものではない。米国を中心に長い間 (1930 年代～1970 年代) 論ぜられてきた選択可能な会計方法の存在と比較可能性との関係¹⁾ のアナロジー²⁾

¹⁾ ここで比較可能性とは、複数の会計主体で、類似の取引・事象に対して類似の会計処理（認識・測定）がなされている場合の複数の会計数値の間で比較のできる程度をいう。詳しくは、徳賀 [1998] 及び徳賀 [2000] を参照せよ。

²⁾ 米国における論争の経緯については、津守 [1981] 及び徳賀 [1998] を参照せよ。ただし、Ball [2006] が具体的に問題としているのは、会計方法の選択肢の数が多いことではなく、IASB や FASB が会計基準において多用している公正価値の評価に関して、特に「mark to model」のケースにおいて、インプット変数の決定など経営者の恣意性の介入する余地が大きく、評価額のバラツキが発生することを問題視している。注 4) も参照せよ。

である。

会計基準が共通化されても、1つの取引に複数の会計処理方法が許されていれば、国や産業によって会計実務は相違する可能性がある。実際に、類似の会計基準を持っている複数の国の間で、会計処理方法の選択の仕方が相違するために、比較可能ではない場合があり、その逆もありうる³⁾。では、1990年前後から国際的に展開された会計方法の選択の幅の縮小という動きによって、比較可能性は高まったと言えるのであろうか。必ずしも、そうではない。1つの取引・事象に対して会計方法が限定されたとしても、当該方法の適用過程において経営者の裁量の幅が大きければ、比較可能性は高まったとは言えないからである。経営者の見積り要素の多く入った会計基準であれば、当該見積り過程で経営者の裁量が働き、結果が相違する（前述の Ball [2006] の指摘はその点を突いている）からである⁴⁾。

本稿の目的は、「外生的会計基準の無機能化」、すなわち、外生的会計基準（その典型は、IAS や IFRS）が特定法域へ導入されるという局面において、当該法域（とりわけ、開発途上国）で、当該会計基準の一部がもともと予定されていたように機能しない、時には、一部ではなく会計基準全体がほとんど機能しない（当該法域の企業が準拠に抵抗する・無視する）という現象、いわゆる無機能化（ineffectiveness, dysfunctionalization）を分析することにある。

開発途上国における外生的会計基準の無機能化という現象は、マクロ会計政策、すなわち、当該法域が外生的会計基準を導入するという意思決定（または動機）、及びミクロ会計政策、すなわち、当該法域の企業がそれに準拠した財務諸表を作成しないという意思決定（または動機）の2つが揃わないと成立しない。多くの開発途上国が、当該法域の環境要因と会計基準との関係から経済合理的に考えれば採用する必要がないはずの IAS/IFRS のような資本市場志向が強く複雑な会計基準を導入しているが、それはなぜか。また、無機能化現象が観察される状況において、当該法域内の企業は、なぜ導入した会計基準に準拠しなかったのか。2つの疑問の答えは、開発途上国ごとに相違しているかもしれないし、複数のパターンに分かれるかもしれないし、ある程度共通したものを得ることができるか

³⁾ 逆に、特定の会計基準の文言から判断すれば、明らかに相違している会計基準を有する複数国で、（許されている方法の中での）選択の仕方が類似していることによって、比較可能となるという現象の存在からも、同様のことを言うことができる。

⁴⁾ 私募債や未発行株式の評価において、会計基準が公正価値評価を規定し、複数のプライシング・モデル間での選択が可能であれば、選択可能な会計方法と比較可能性との間で発生すると同様の問題が生ずる。また、同一のプライシング・モデルを使用しても、ボラティリティの推定値などインプット変数を経営者が決めることができるのであれば、やはり、比較可能性は高まるとは言えない。

もしれない。

本稿では、ミャンマーをケースとして扱い、文献研究及び国際機関による先行調査の考察に加えて、半構造化方式の訪問面接調査を行った上で、上記の疑問に関する因果推論を展開している。むろん、外生的会計基準の無機能化がどのような条件の下で起こるかを普遍化するためには、世界で観察される多くの無機能化のケースを取り上げて分析する必要がある。実際には、各国が区々の原因を有している場合もありうるであろう。そのため、会計基準の無機能化現象が発生する条件を（普遍化できるならば）普遍化するという上位の目的との関係において、本稿の目的を位置づけると、1つの典型的な開発途上国のケースを分析して、上記の条件の普遍化が可能かどうかまで含めた検討を行い、今後多くの事例で検証されるべき普遍化に関する仮説の提示を行うものである。

II 特定法域の政治・経済・文化と会計基準との関係

具体的な分析に入る前に、分析の枠組みとして、特定法域の会計〔基準〕⁵⁾と会計インフラストラクチャとの関係について、先行研究の研究成果をみておく必要があるであろう。

II-1. 環境要因と会計〔基準〕との関係に関する先行研究のレビュー

1960年代後半から2000年前後において、政治・経済・文化的環境要因（environmental factors）（以後、環境要因という）と会計〔基準〕との関係を明らかにすることは、国際会計研究の中心的なテーマであったと言っても過言ではない（開発途上国を扱う研究では現在でも中心的なテーマであるといってもよい）。会計と環境要因との関係についての分類（classification）及び類型化（typification）、並びに会計の特徴を規定する環境要因の数の絞り込み（どの〔できるだけ少ない〕環境要因で会計〔基準〕の相違を説明可能か）に関して、膨大な先行研究がある。前者には、Hatfield [1966]、Seidler [1967]、Mueller [1968]、Zeff [1972]、AAA [1977]、Da Costa et al. [1978]、Frank [1979]、Nair & Frank [1980]、Gray [1988]、Choi & Mueller [1992]、Choi & Meek [2005]等の研究があり、後者には、Frank [1979]、Nair & Frank [1980]、Doupnik & Salter [1993]、Nobes [1998]等の研究がある。中でも、AAA [1977]、Choi & Mueller [1992]等は、欧米諸国のみでなく、開発途上国、移行経済国、社会主義国をカバーした包括的なモデルの構築を試みている。さらに、Shima & Yang [2012]、Nobes & Stadler [2013]等は、IFRSの世界的な普及下においても、

⁵⁾ ここで、会計とは、会計制度と会計実務の両方を示しているが、会計制度の一部である会計基準に特定して論ずる場合もあるので、会計制度・実務、または会計基準という意味で、このような表現にしている。

特定法域における会計実務の特徴等に対する環境要因の説明力があることを検証している。これらの研究の主要な側面は、一法域内における政治・経済・文化のあり方に適合する形で（言い換えれば、会計インフラ側の需要に基づいて）、会計制度・会計実務が形成されるという、「環境（政治・経済・文化）→会計」という矢印方向の影響（方向、環境決定論的な側面）である。ただし、これらの先行研究の多くが、会計基準の国際的共通化が進展していなかった時代（2005年以前）における研究であることに注意する必要がある⁶⁾。

環境要因と会計との関係を環境決定論的（environmental deterministic）に説明する研究自体は、2005年以降急速に減少するが、特定の環境要因を持った開発途上国がIFRSを導入して、そうではない国が導入していないことを示す（原因を環境要因の相違に求める）研究はかなりの数が存在する。例えば、Shima & Yang [2012]、Zehri & Abdelbaki [2013]等がそうである。

他方、会計の環境要因への影響に関しても、会計基準の新設改廃が特定法域の政治・経済へ及ぼす影響の研究に限定されるが（新しい会計基準の導入法域の文化への影響（会計→文化）に関する研究はほとんどない）、会計基準の経済的帰結という形で多くの研究がなされてきた。例えば、Zeff [1978]を嚆矢として、Watts [1977]、Holthausen & Leftwich [1983]、Watts & Zimmerman [1986]、Taylor & Turley [1986]、Gipper et al. [2013]などがあり、現在でも多くの研究が続けられている（例えば、Anantharaman & Chuk [2018]など）。会計基準の新設改廃は、経営者の意思決定に影響をあたえる（これまで最適と考えていた経営選択を変更する必要が生ずる場合がある）ため、それを通して、経済社会にも影響をあたえうる。また、政策主体（政府）がそのことを認識することによって、会計基準の新設改廃は政策主体が何らかの政策目標を達成する手段として利用されうる⁷⁾。もし会計〔基準〕の環境要因との独立性が高いのであれば、会計〔基準〕が産業政策に使われることはないはずである。経済的帰結に関する研究の前提は、会計→環境という影響の（方向）側面を強調している。

⁶⁾ ただし、IFRSの共通化以前にも、外生的な会計基準と特定法域における政治・経済・文化との間に発生するコンフリクトの問題があったことは言うまでもない。例えば、宗主国と植民地の間では、外生的な会計基準の継受が行われていたからである。また、宗主国と植民地という特殊な関係でなくとも、例えば、日本では、第二次体制後に米国から継受した制度と日本の環境要因との間で発生した共進化現象が観察できる。例えば、McKinnon [1984]をみよ

⁷⁾ ここでは、会計が産業政策に使われるべきかどうかを論じているのではなく、使われてきたという事実を述べている。例えば、日本の高度成長期において、加速減価償却、繰延資産、及び引当金（特定引当金）の弾力的な計上を許したのは、企業の資本蓄積を進めるとする国の産業政策に基づくものであった。また、大蔵省の金融政策に従属して、金融機関の救済のために会計基準の変更がなされたこともある。詳しくは、徳賀[2001a]を参照せよ。

上記の環境決定論的な視点からの研究も経済的帰結を扱う研究も、それぞれの主張の根拠となる多数のエビデンスを提示している。つまり、いずれの方向の影響も首肯されうるということである。共時的視点から会計と環境要因との関係における因果の方向自体を問題にしているのであれば、同時に双方向の影響が発生することはありえない。会計に適合しない外生的会計基準が導入され、その結果、当該法域の関連法規や会計実務において、コンフリクトが発生し、それを解決するために、関連諸法規が変更され、会計実務も変化すると同時に、導入された会計基準の実質的な機能への変更圧力も発生し、会計基準の実質的な内容も変化するというような時間的ズレがあることが常態であるからである。環境要因と会計の変化は時間差をもって起こるということである。しかし、通時的視点から、ある程度の長さの時間軸で両者の関係を論ずるのであれば、双方向の影響（会計環境⇄会計）を前提とするのが自然である。ただし、具体的な事例においては、主に会計基準の側の変異の程度によって環境決定論的な側面が顕現するかどうかは、また、主に会計基準のエンフォースメントの強弱によって、経済的帰結が顕現するかどうかは異なるであろう。また、いずれの側面がより明確な形で現象するかは、調査のタイミングの問題もあるであろう。言い換えれば、両者は、通常、相互に影響をあたえ合うが、会計と環境要因のどちらか一方が（変化の大きさと変化に必要な時間の両方において）「変化しにくい」場合には、環境決定論的に説明可能な現象のみが顕現したり、経済的帰結論的に説明可能な現象のみが顕現したり、一定の期間において観察すれば両者が顕現したりすると解釈できる⁸⁾。この両者が相互に影響をあたえ合って、相手に適合するように変化していく現象を「共進化」（co-evolution）⁹⁾とよぶとすれば、会計と環境要因との関係を総括して「共進化」しているといえることができる。

特定法域における環境要因と内生的な会計基準との関係を考えると、環境要因に合わせて会計基準が設定されれば、均衡状態が発生すると考えられるが、当然ながら、環境

⁸⁾ 過去の研究者の多くは、その顕著なそれぞれの側面をとらえて分析し、理論化してきたのである。

⁹⁾ もともとは生物学の領域において用いられた専門用語であり、関わっている複数の生物のいずれもが、互いの進化に影響をあたえ合いながら進化を遂げる現象をいい、進化論の黎明期に既にダーウィンによって形作られていた。厳密には、「一方の遺伝的変化に対応する他方の進化という連動的な変化がくり返し生じること」（種生物学会[2008], 8頁)をいうが、この定義の下では「連続的な変化の繰り返し」の検証が必要となるので、その条件を落として、より広く解釈しているようである。

その後、共進化という用語は、進化経済学や制度派経済学でも用いられており、例えば、Aoki [2010]（青木[2010]）では、共進化を以下のように説明している。すなわち、「社会ゲームの1つのドメインにおける行動の変化は、社会ゲームの他のドメインでの変化を誘発するかもしれず、それは元のドメインにフィードバック効果[...]を及ぼすかもしれない」。さらにこのフィードバック効果は、複数の社会的ドメイン間の戦略的相互作用（戦略的補完性と連結ゲーム）の動学的拡張と説明されている。本稿においては、この青木の定義を採用することとする。

要因は会計基準とのみ対応しているのではなく、その他の様々な理由から変化するので、環境要因と会計基準との間の不適合は絶えず発生する。また、特定の会計問題を解決するために新たな会計基準が開発された際に、当該会計基準と環境要因との間に不整合が発生する可能性もある。つまり、環境要因と内生的会計基準との関係は、「共進化」が状態であると考えるが良い。

次に、外生的な会計基準を特定の法域に導入する場合はどうであろうか。近年の国際会計研究において注目されているのは外生的会計基準の導入の経済的帰結の側面である。とりわけ、IFRSを導入した法域において、どのようなポジティブまたはネガティブな経済的帰結が発生したといった研究が多い。例えば、Barth et al. [2008] , Daske et al. [2008] , Christensen et al. [2013] 等である。IFRSのアドプションの場合、各法域に合うようにIFRSを変えることは困難であり、IFRSのアドプションによる経済的帰結の側面ばかりが注目され、環境決定論的な説明は力を失ったかのように見える。会計基準の文言のレベルであれば、その変更は一部の基準についてのカーブアウトやカーブインということしか手段はなさそうである。しかし、会計実務（基準の適用）のレベルであれば、そうではない。多くのアドプション国で実質的な（実務への適用段階における）カーブアウトが発生しており¹⁰⁾、環境決定論的に説明すべき現象が観察できるのである。

そこで、以上のような現象を総括すれば、環境要因と（内生的・外生的）会計基準との関係についても、「共進化」という用語によって説明可能である。しかし、他方で、IFRSの世界的な普及を根拠として、会計〔基準〕は、当該法域の環境要因と独立しているという主張もある。IASBの元副議長であるT. E. Jones氏の2008年の主張はこの典型的なものである。Jones氏は、会計は取引を反映する単なる言語〔単なるツール：徳賀〕であり、同一の取引が国毎に異なって処理されるべきという考えは明らかにおかしい（Interview [2009] , p. 23）という見解を述べている。

この種の主張が学術論文で明示的に述べられた例は少ないと思われるものの、先進諸国、移行経済諸国、開発途上諸国など環境要因の異なる多くの法域でIFRSが導入されていること¹¹⁾を考えれば、両者の強い独立性は環境要因に関する多くの研究が提示しているエビデンスから容易に否定できる一方で、IFRSの多数法域での受け入れという現象からみれば、少なくとも外観上の相対的な独立性を否定することも困難である。複雑で、洗練された会

¹⁰⁾ 例えば、フルアドプション国の1つである台湾では、金融商品に関する会計基準の一部に準拠しないこと（仲尾次[2012]）。また、IFRSの導入が資本市場へポジティブな効果をもたらしたとする実証研究の多くは、その成功の要因として「エンフォースメントの強さ」を挙げている。例えば、Daske et al. [2008], Christensen et al. [2013]などをみよ。

¹¹⁾ IFRSは、2018年7月末現在、119法域でほとんどの企業への強制適用がなされており、金融機関以外のすべての企業への強制適用をしている6ヶ国を含めると、125ヶ国でアドプションがなされている。

計基準を必要とするとは思われない多数の開発途上国が IFRS を導入し、一部の国ではそれがある程度成功している¹²⁾ ことは、本研究でも考慮すべき論点の1つであろう¹³⁾。

会計（基準）と環境要因との関係についての上記の議論を総括すれば、両者には適合する組み合わせが存在し、適合する組み合わせでない場合には何らかのコンフリクトが発生し、その解消の過程で会計基準及び／または環境要因が変化して適合する（共進化する）¹⁴⁾。

II-2. 外生的会計基準の無機能化に関する先行研究のレビュー

前述したように、導入された外生的会計基準が、何らかの理由で、もともと予定されていたように機能しないという現象が発生する場合がある。導入された基準が、どの程度機能しないのか（機能しているのか）によって、当該現象を表現する用語は異なることになるかもしれないが、ほとんど機能していない（実務で使われていない）状況を無機能化ということにする。機能不全（dysfunction）という用語が適する状況もありうるが、特定法域が当該外生的基準を受け入れざるをえないが、受け入れる必要はない、または、受け入れると問題が発生すると考えている場合に、当該法域は、公式的・形式的にこの基準を受け入れながら、実質上は意図的に受け入れないという政策を採るかもしれない。このような状況まで含めて当該現象を表現するとすれば、当該法域の主体的な意思から切り離されている機能不全という用語よりも、無機能化という用語の方が適切であろう。

「内生的」を国内的な需要に基づいて作成されたという意味に解釈するのであれば、会計基準の場合に、それが無機能化するケースは考えにくい。大きなコストをかけて、も

¹²⁾ Ahmed et al. [2013] によれば、IFRSの採用は、ローカルGAAPの採用に比して、より価値関連性が高く、信頼できる情報を提供し、経営者の恣意的操作の範囲を減少させることを指摘している。Elbannan [2011] は、そのことは、会計インフラが未整備で、実務訓練も不十分な開発途上国でより顕著であると述べている。Gordon et al. [2012] は、95の開発途上国のデータを用いて、IFRSの採用が外国からの直接投資を増加させることに貢献したという経験的な証拠を得た。

¹³⁾ この相対的な独立性（見せかけの独立性）の源泉は、各法域政府の動機、各法域の企業の動機、およびエンフォースメントの強さの組み合わせによるであろう。当該法域の政府が、国際的な会計基準を適用する義務を負っている場合や、積極的な採用動機を持っている場合には、敢えて発生すると予想されるコンフリクトを受け入れるかもしれない。また、当該法域の企業にIFRSに準拠する積極的な動機がある場合、発生すると予想されるコンフリクトを受け入れるかもしれない（コスト／ベネフィットを考慮して）。ただし、後に論ずるように、当該法域の政府の意図が単に「導入すること」ではなく、当該法域の企業に準拠させることまで含めたものであるならば、当該政府は、エンフォースメントを強化するであろう。

¹⁴⁾ Cooke & Wallace [1990] は、①どの国にも共通する会計に影響を他会える環境要因を決定することは困難である、また個々の環境要因あるいは環境要因の組み合わせが国によって相違する会計に与える影響は一般化できない、さらに③開発途上国における環境要因間の関係の深さ（attraction）を決定することも難しいと述べている。つまり、両者の間の密接な関係を前提とすることは当然であるが、どのように密接なのかについては、現在でも必ずしも明確にされてはいない。

もと使わないと分かっている会計基準を作成するとは考えにくいからである¹⁵⁾。つまり、原則として、無機能化は、外生的な会計基準の導入の際に特徴的な現象と考えてよい。

また、この無機能化は、当該外生的な会計基準を受け入れるかどうかという、「国レベルの意思決定」と、当該法域内の企業が導入された会計基準に準拠するかどうかという、「当該法域内の企業の意思決定」（ただし、国によるエンフォースメントの強さにも規定される）というディメンジョンの異なる2種類の意思決定が重なった時に、初めて発生する現象である。より詳細に述べれば、1つ目は、開発途上国の環境要因との関係から経済合理的に判断するならば、当該法域の政府は、IAS/IFRSのように金融的に高度に洗練された会計基準を必要としないし、能力的にも受け入れることはできない、または（新たなコンフリクトを発生させることから）導入を控えるはずであることは明らかでありながら、それを導入した、または導入せざるをえなかった「当該法域の国の意思決定（動機）」に関するものである（「なぜ導入したのか」という問題である）。2つ目は、当該法域の企業が、国内基準化された外生的会計基準に準拠しないという意思決定をしたことに関するものである（「なぜ準拠しないのか」という問題である）。開発途上国のIAS/IFRS導入について、上記の2つの論点を扱った先行研究を見てみたい。

まず、開発途上国が、（環境要因との適合に関して経済合理的な判断をすれば導入を控えるはずの）必要以上に複雑で高度なIFRSを導入する動機について、先行研究においては、2つの理論的説明が検討されている。1つは、新古典派経済学に依拠したネットワーク外部性または効果（network externality, network effect）の理論である。ネットワーク効果とは、ある種の製品やサービスの価値が利用者数に依存している（利用者が増えれば、ネットワーク価値が追加されていく）ことを述べている。この理論に基づけば、ある法域は、同一地域内の経済的関係が深い（例えば、主要な貿易相手である）法域がIFRSを採用している場合に、IFRSを採用すれば、近隣外国の投資家が直面する違和感を和らげ、国際的な取引を促すことになるので、IFRSを採用する傾向があるという解釈になる（Ramanna & Sletten [2014], Kossentini & Othman [2014]）。

2つ目は、制度派経済学に依拠した同型化（isomorphism）理論である。DiMaggio & Powell [1983]によると、同型化には①強制的同型化（coercive isomorphism）、②模倣的同型化（mimetic isomorphism）、及び③規範的同型化（normative isomorphism）があるという。まず、①は、例えば、国際法のようなもので強制されているので（IFRSは強制されていない

¹⁵⁾ 日本の修正国際基準（JMIS）の場合、内容的に外生的会計基準であり、仮に、これを内生的会計基準だとするとしても、使われないことを予定した会計基準ではない。

が)、国際的会計基準を導入するといったものである。IMF や世界銀行 (WB) から借款を行う際に、IFRS への準拠が要求されていれば、IFRS への準拠は「強制的同型化」によるものという解釈になる。次いで、②は、例えば、経済水準が類似の近隣の法域の多くが IAS/IFRS を採用することによって国際的に正統性を獲得しており、あるいは (外資の導入に) 成功している場合に、それを模倣して採用するといったものである。開発途上国による IAS/IFRS の採用には、先進国に比してより大きな不確実性が伴うので、当該法域は、先行成功例による不確実性の縮小が必要と考えるのである。また、③は、例えば、大学での会計高等教育や会計専門職教育の水準及びそれらの教育を受けた人間の割合が高ければ (あるいは、彼らが社会の中で有力なパワーを形成していれば)、当該法域の経済社会・政府が (IAS/IFRS を採用すべきという) かれらの意見を取り入れて、IFRS の採用に向かうということである。

次に、開発途上国の企業が導入された IFRS に準拠した会計実務を行う動機について、先行研究で使われた説明理論として、①エージェンシー理論 (agency theory)、②シグナリング理論 (signaling theory)、③政治過程理論 (political process theory)、及び④追加資本必要論 (capital need theory) がある (Samaha & Khelif [2016], pp. 36-40)。まず、いずれの理論による説明においても、IFRS は当該法域の会計基準より、会計上の認識・測定の基準が厳格で、開示情報も多いということが前提とされている。まず、①は、IFRS への準拠が、経営者と株主、及び株主と債権者との間で発生するエージェンシーコストを低下させ、経営者と利用者との間の情報の非対称性を縮小するというものである。次いで、②は、IFRS への準拠が、市場参加者へ、当該法域の企業がこれまでより多くの情報を開示する、またはより制約のある会計基準を使うというシグナルとなるということである (①と重複する部分がある)。また、③は、規制産業における料金決定、税務政策の決定、または政府からの補助金政策の決定に会計情報が使用されている場合に、政治コストを削減するために、当該法域の企業は IFRS に準拠するというものである。最後に、④は、IFRS への準拠が、資本調達、とりわけ、追加的な調達が必要な際に、潜在的な投資者の情報要求を満たすというものであり、特に外国の証券取引所に上場している企業や国際性 (外国子会社が多い、海外売上が相対的に大きいなど) の高い企業がそうである。

開発途上国における経営者の動機に関する経験的な研究の成果は、表 1 の通りである¹⁶⁾。

¹⁶⁾ Samaha & Khelif [2016], pp. 36-40の記述に基づいて表を作成したが、一部、文中の前後で説明に齟齬があるため、それぞれ原典に照らして修正している。

表 1. IFRS 準拠の動機に関する研究の結果

過去の経験的研究	エージェンシー理論				シグナリング		政治コスト		資本調達
	監査人の規模	レバレッジ	会社の規模	所有の分散	業績	流動性	会社の規模	産業	国際性
①Karim & Ahmed [2005]	◎	◎	○	N/U	×	N/U	○	×	N/U
②Al-Shammari et al. [2008]	N/U	○	○	×	N/U	N/U	○	×	○
③Samaha & Stapleton [2009]	◎	×	○	○	×	×	○	×	○
④Al-Akra et al. [2010]	○	○	○	×	○	N/U	○	×	N/U
⑤Al Mutawaa & Hewaidy [2010]	○	×	○	N/U	○	N/U	○	×	N/U
⑥Bova & Pereira [2012]	N/U	○	○	N/U	○	N/U	○	×	N/U

調査法域：①バングラディッシュ、②バーレーン、クウェート、オマーン、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦、③エジプト、④ヨルダン、⑤クウェート、⑥ケニア

(出典) Samaha & Khlif [2016] を参考にして、徳賀が作成。

表 1 において、1 列目は 4 つの説明理論を示している。2 例目は、説明理論ごとの説明変数を表している（一部重複がある）。左端の 1 行は、過去の経験的な研究（非常に数が限られている）を示している。調査法域に大きな偏りがあるので、普遍化はできないが、これまでの経験的研究の成果に照らせば、①エージェンシー理論が開発途上国の企業の IFRS 準拠の（積極的な）動機をよりうまく説明し得ているようである。より具体的には、会社の規模と監査法人の規模という 2 つの変数に説明力があることが分かる。また、国際性も取り上げた 2 つの研究では有意な説明力がある。他の変数に関しては、結果は異なる。

ただし、上記の企業経営者の意思決定に関する議論は、規制・エンフォースメントによる経営者の意思決定への制約（規制と能力）に関する議論が欠如している。以下、この点に関する先行研究をみてみたい。

Saudagaran & Diga [1997] は、規制の経済学に依拠して、財務情報の供給における市場の失敗に備えるために、会計上の認識・測定・開示の基準には法的な裏付けが必要であるという。会計情報が公共財としての性質を有するために、市場規律のみに任せておくと過少生産される可能性に言及したものである。また、Chand [2005] は、多くの開発途上国で会計専門職の力が相対的に大きくないため、会計専門職による自主規制 (self-regulation) に依存することは賢明な策ではないと述べている。同様に、Saudagaran & Diga [1997] は、開発途上国では、一般に、準拠性に関する文化的問題等故に、会計規制に法的な裏付けがないと、会計情報の信頼性が担保されない。会計基準設定を通じた、政府の介入は財務報告書の信頼性を高めるために不可欠であり、そのことが、開発途上国の資本市場や産業を成長させるためには不可欠であると主張する。

また、法律によるエンフォースメントに関して、複数の先行研究は、開発途上国におい

て資本市場を育てるのであれば、会計基準は、任意選択ではなく、強制的なものでなければならぬし (Taplin et al. [2002] , Saudagaran & Diga [1997]) , 強制力を備えた主体である、政府によって直接的になされるべきであるという (Saudagaran & Diga [1997]) 。また、不準拠のペナルティが厳しくないことが当該法域の企業に認知されると、IFRS への準拠が法的に強制されても、会計基準に準拠しないという Tay & Parker [1990] の指摘もある (p. 75) 。ただし、不準拠に対する罰則が必要であることを主張する論者は多いが (Walker [1987] , Owusu-Ansah & Yeoh [2005] , Saudagaran & Diga [1997]) , 罰則規定がある場合とない場合、あるいは、罰則が相対的に厳しい場合と厳しくない場合の、IFRS への準拠率に差があることを指摘している経験的研究は見つからなかった。

仮に経営者が積極的な動機 (準拠によるメリットの存在) , 及び/または消極的動機 (不準拠による罰則の存在) があつたとしても、経営者の会計上の能力の欠如から準拠「できない」場合が考えられる。「しない」ではなく、「できない」場合である。IFRS のような複雑な会計基準に準拠して財務諸表を作成するためには、作成者が高度な会計教育を受けており、また、それをサポートする公認会計士も高度な専門職教育を受けている必要がある。それらの条件が満たされない場合には、「できない」という現象が発生する。

どのような説明がより適合するかは、特定法域における具体的な分析に依存する。これまで述べてきた先行研究に基づく理論仮説は、具体的な事例の分析や経験的な検証の中でよりもっともらしい仮説 (理論) へと展開されることになる。以下、ある法域はなぜ外生的な会計基準を受け入れなければならなかったのか、また、それにも関わらず、導入された会計基準は、なぜ、どの程度、どのようにして無機能化したのかを、特定法域 (ミャンマー) のケースにおいて考察する。さらに、暗黙裏の全面的カーブアウトなのか (共進化を妨げる要因は何か) , あるいは別の理論がミャンマーの事例をよりうまく説明しうるのか、ミャンマーを取り上げて調査・研究を行いたい。

Ⅲ ミャンマーについてのケース・スタディ

Ⅲ-1. ミャンマーの会計を取り上げる意義

ミャンマーの会計をケースとして取り上げるのは、「はじめに」で示した主要な意義 (以下の(1)) 以外に、国際会計研究への貢献という視点から、以下の(2)~(4)の意義があると考えるからである。

- (1) ミャンマーでは、典型的な開発途上国でありながら、IAS の国内基準化 (1999 年) 及び IFRS の国内基準化 (2009 年) を行っている。これらの外生的会計基準は、ミャンマーの

会計実務に定着したのか。また、その際に、当該法域の関連諸法規等の諸制度との間でのようなコンフリクトを引き起こしたのか（起こさなかったのか）。もし、導入された国際的会計基準が無機能化しているとすれば、それはなぜか、といった問題を検討する上で貴重な研究材料となる。

- (2) ミャンマーの会計についての研究は希有であり（後に詳述する）、とりわけ会計実務に言及した研究はほとんどない。また、政府規制機関や公認会計士協会等にも資料の蓄積はなく、調査が困難である。ミャンマーについてのケース・スタディは、国際会計研究の空白地帯を埋める研究となる。
- (3) 開発途上国における会計問題（とりわけ、IFRS 導入に関する研究）が多くの論文・書物で取り上げられているが、ミャンマーは、典型的な開発途上国（後発開発途上国[LDC]）であり、その会計実務の調査は、途上国会計研究への貢献となる。
- (4) 政治体制と会計との関係は、国際会計研究において、以前より解明（普遍化）すべき論点として取り上げられてきたが¹⁷⁾、当該関係についての調査は、未だ未成熟である。近年、政治体制の転換を経験したミャンマーは、軍事政権の会計制度・会計教育への対応を観察する上で貴重な研究材料となる。

なお、以下において、文献からの引用等と訪問面接調査・質問票調査による回答を区別するために、前者はこれまでの表現と同様に、著者と公表年を（徳賀 [2018] , 15 頁）のように表記し、後者は回答者の所属する組織と解答年をイタリックで（京都大学 [2018]）のように表記することとする。

Ⅲ-2. 先行研究のレビュー

Ⅲ-2-(1) ミャンマーの会計を直接に扱った先行研究の希少さ

ミャンマーの会計に関するミャンマー人研究者によるアカデミックな研究はほとんどないといってよい。そのことは、ミャンマーにおいては、大学の教授等が教員としてのみ位置づけられており、研究者として位置づけられていないということからも推定可能であるが、次のような複数の証言と調査結果がある。Thein [1998] は、「ミャンマーにおいて、会計研究はこれからのこと」（p.34）と述べている。つまり、1998年当時、少なくとも会

¹⁷⁾ 政治的要因の会計への影響についての研究の多くは、国際政治の会計基準への影響（例えば、EUの国際会計基準の受容に関する議論）を論じたもの、及び旧宗主国・植民地関係が現在の会計のあり方を規定しているとの指摘に集中している（例えば、Nobes [1998], p. 170）。しかし、特定の政治体制が会計の内容を規定するか、どのように規定するかに関する研究は希少である。例えば、Choi & Mueller [1992] は、簡単にではあるが、この論点に触れている数少ない文献である。

計研究が活発ではなかったことを示している。また、ADB [2013] も、「ミャンマーにおいて、アカデミックな研究はほとんどない」(p.10)と述べている¹⁸⁾。さらに、最近の状況に関する、2016年におけるヤンゴン経済大学での訪問面接調査においても、「ミャンマーの会計に関するアカデミックな研究はない」(YEU [2016a] 以下表3の略称を参照)との回答を得ている。筆者の調査でも、1998年以前の会計教育について紹介したThein[1998]¹⁹⁾と民間の簿記検定試験について調査したKhine [2010]²⁰⁾しか見つけることができなかった。

では、外国の研究者によるミャンマーの会計研究はないのであろうか。まず、日本語論文に関しては、CiNii Articlesで、ミャンマー及び会計で検索したところ、13件のヒットが

¹⁸⁾ ミャンマーにおいては、後に述べるような理由から、会計研究のみならず、アカデミックな研究全般（とりわけ、人文社会科学系の研究）が停滞している。以下のThomson ReuterによるASEAN諸国の学術研究論文の数とサイテーションの件数は、自然科学も含めたものであるが、ミャンマーでは12年間で僅か425本の論文しか公表されていない(ADB[2013], p.10)、人文社会科学における学術研究論文の数の僅少さも推して測ることが出来よう。

表5 ASEAN諸国における学術研究の状況

近隣ASEAN諸国	2000-2011年における論文数	2000-2011年における論文被引用件数
インドネシア	8,240本	68,081件
マレーシア	31,814本	139,890件
フィリピン	7,130本	65,355件
タイ	38,500本	307,161件
ベトナム	5,207本	31,959件
ミャンマー	425本	3,644件

(出典) ADB [2013], P.10.

¹⁹⁾ Thein[1998]は、1998年10月25-28日にハワイで開催された、第10回アジア・パシフィック国際会計会議の会計教育のセッションにおける、アサンプション大学(タイ)のU Myint Thein講師(それ以前に、ヤンゴン経済大学に勤務していたとの記載があり、氏名からもミャンマー人と推定される)による報告用ペーパーである。必ずしも学術研究論文としての条件を満たしているとは言えないが、ミャンマーにおける当時の会計高等教育と専門職教育の状況と課題について貴重な情報を提供してくれている。

²⁰⁾ Khine[2010]は、ヤンゴン経済大学の修士論文である。ヤンゴン経済大学の過去の修士論文の全タイトルを調べたが、会計・監査に関するものは、本論文のみであった。

あったが、実際にミャンマーの会計制度・実務を扱った論文は、日本公認会計士協会によるミャンマーの会計士への研修支援について紹介した『会計監査ジャーナル』掲載の2本の論文のみであった²¹⁾。Google Scholar で英語論文について、論文タイトルに、Myanmar 及び Accounting Research の入っている論文を検索したが、前述の、Thein [1998] のみであった。つまり、ミャンマーにおける会計の研究を主題とする英語の学術研究は1件しかない可能性がある。因みに、国際的に評価を受けている会計研究のトップ10の学術雑誌²²⁾において、タイトルに Myanmar が入っている論文を調べたところ0本であった。

後に若干触れるが、多数の開発途上国を扱い、その中にミャンマーが含まれている論文も、日本語のものは見つけることはできなかったが、世界的にみればかなりの数あると思われる。Google Scholar でも、Myanmar 及び accounting でヒットした論文は多数ある（ただし、論文タイトルの検索と異なり、会計にまったく関係のない論文がほとんどである）。会計に関係のある論文としては、例えば、Saudagaran & Diga [1998] , Zeghal & Mhedhbi [2006] , Judge et al. [2010] 等である。また、近年、ミャンマーの投資ガイドといった、ミャンマーに進出する企業のためのガイドブックは、かなり出版されている。国際的監査法人を中心に（英語の出版物として）、EY [2017] , PwC [2014] ・ [2017] 等があり、日本語の出版物でも、KPMG [2012] , PwC [2014] [2017] , 甲斐 [2018] , 西村 [2018] 等がある。また、近年、国際的機関による調査の内容も公表されている。例えば、世銀とIMFによるミャンマーの会計・監査制度に関する調査報告書（WBG [2017] ）やミャンマーの教育（会計教育にも言及）に関するアジア開発銀行による調査報告書（ADB [2013] ）等が公表されており、内容は充実しているが、学術的調査・研究とは性質の異なるものである。

以上に示したように、ミャンマーの会計、とりわけ、会計・監査実務の現状に関する学術的調査・研究はほとんどないことが分かる。通常、特定の研究が希少である場合、①研究対象として学術的な意味が小さい、及び／または②研究が困難である場合が多い。ミャンマーの会計研究に関しては、その両方が当てはまる。まず、そもそも財務会計研究は先進国の制度・実務の研究に集中しており、開発途上国の研究は、先進国の視点から開発途

²¹⁾ ミャンマーにおける会計・監査人材の育成に関する2本の『監査ジャーナル』に掲載のもの（2014年と2017年に1本ずつ）は、学術論文ではなく、紹介記事である。

²²⁾ 調査対象とした10の学術雑誌は、以下の通りである。①Journal of Accounting and Economics, ②Journal of Accounting Research, ③The Accounting Review, ④Accounting, Organizations and Society, ⑤Review of Accounting Studies, ⑥Contemporary Accounting Research, ⑦Accounting Horizons, ⑧Journal of Accounting and Public Policy, ⑨Accounting, Auditing and Accountability Journal, ⑩Critical Perspectives on Accounting.

上国の会計法規・会計教育制度の整備を論ずる国際会計研究、及び前述したような開発途上国へのIFRS導入の影響の研究に集中している。さらに、開発途上国の中で、どの法域を研究対象として選ぶかは、②の条件に大きく規定されている。必要な情報の入手が困難な開発途上国における研究は、回避される傾向にある。ミャンマーの会計研究に関しては、先行研究がほとんどなく、過去の会計制度に関する情報も企業の会計情報も極めて入手困難であり、調査・研究が困難であるため、開発途上国のケースとして取り上げにくく、また本稿のような問題提起（外生的会計基準の無機能化現象の分析）をしないならば、敢えてミャンマーを研究対象に選ぶ必要はないからである（ミャンマー国内での研究に関して言えば、軍事政権下で学術研究が軽視・弾圧されていたことも大きな理由である。後に詳述する）。

直接に扱った先行研究がほとんどないことから、ミャンマーのおかれている政治・経済の特徴に基づいてミャンマーとの共通性を判断規準として、先行研究の範囲を拡張してみたい。第一のグループは、上述したように、少数のミャンマーの会計・監査を研究主題とした研究である。第二のグループは、開発途上国の会計に関する研究であり、とりわけ、外生的会計基準（具体的には、IAS/IFRS）との関係を論じたものである。

Ⅲ－２－(2) ミャンマーの会計を研究主題とした研究のサーベイ

まず、Thein [1998] は、ミャンマーの英国からの独立（1948年）前後から新軍事政権の前半（～1998年）までの、ミャンマーにおける簿記教育、会計高等教育（大学）及び会計専門職教育について、紹介したものである。その内容については、ミャンマーの会計の歴史のところで触れるが、Thein [1998] の貢献は、ミャンマーの社会主義軍事政権（1962年～1988年）と新軍事政権（1988年～2010年 [Thein では1998年まで] ）下で、大学教育において会計学が軽視され（後に言及する）、英国の影響下である程度は定着しつつあった公認会計士制度が廃れていった理由（その結果、現在も高度会計人材が育っていない理由）を明らかにしていることである。また、Thein [1998] は、1998年当時のミャンマーにおける会計高等教育の問題点（ミャンマーで書かれた会計学のテキストがなく、外国のテキストは高価で入手困難であり、図書館も学生に書籍を提供していない。講義は英語で行われているが、学生及び教員の英語能力には問題がある）を指摘しているが、ミャンマーの高等教育一般が現在も同様の問題を抱えていることは、後述するヤンゴン経済大学への訪問面接調査から、また世銀の調査結果（WBG [2017] ）からも分かる。

次に、Khine [2010] は、当時のヤンゴン市内の会計専門学校における簿記教育について調査を行っている。教育の内容は、ロンドン商工会議所（London Chamber of Commerce

and Industry, LCCI) の簿記検定試験のための受験教育である。この簿記資格は、就職において有利となることから当時 12,000 人／年程度の受講者を出していたが、当時の企業からの需要を満たすことはできていなかったとの指摘を行っている。情報は少し古いが、われわれの聞き取り調査の回答 (FMI [2016]) とも整合している。

前述したように、わたしが探し出すことが出来た、ミャンマー人によるミャンマーの会計制度・実務を扱った論文は、以上の 2 つのみであり、いずれも会計 (簿記) 教育を扱っているところに特徴がある。

Ⅲ－２－(3) 開発途上国における IFRS の導入を扱った研究のサーベイ

IFRS の導入問題が発生する以前における開発途上国の会計問題を扱った書物としては、Enthoven [1980] を挙げることができよう。Enthoven [1980] は、本人も述べているように、彼のそれ以前の多くの著作 (Enthoven [1973] など) の集大成ともいべき書物である。本書は、多数の開発途上国²³⁾の当時の会計教育の状況の調査を各国の研究者に依頼し、また、自分でも訪問調査をして²⁴⁾、途上国の会計教育の問題を包括的に論じている²⁵⁾。彼の指摘している論点は、現在の開発途上国の会計教育問題に通ずるものもあるが、会計教育に限定して研究されたものであることと、IAS/IFRS を巡る国際的な状況がまったく相違する中での研究であることから、ここでその詳細に立ち入らないことにする。以下、本稿の研究主題との関係から、開発途上国の IAS/IFRS の導入に限定して、サーベイを行う。

開発途上国における IAS/IFRS の導入を扱った研究は、多数公表されているので、その切り口に基づいて紹介することとする。

まず、先進資本主義国と環境要因が大きく異なる開発途上国において、同じ会計基準が同じように機能しうるのかという本稿の主題に直接に関連する研究として、Zeghal & Mhedhbi [2006]、Hassan [2008]、Al-Akra et al. [2009]、Türel [2009]、Judge et al. [2010]、Elbannan [2011]、Liu et al. [2011]、Gordon et al. [2012]、Ismail & Kamarudin [2013]、Zehri & Abdelbaki [2013]、Samaha, & Khlif [2016] 等を挙げることができよう。かれらの論点は、多岐に亘っているが、本稿との関連で包括的に述べれば、

²³⁾ ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、ケニア、韓国、リビア、マレーシア、メキシコ、パキスタン、フィリピン、ソマリア、南太平洋地域、タンザニア、タイ、及びベネズエラである。

²⁴⁾ Enthoven が自ら調査を行ったのは、インドネシアである。

²⁵⁾ 近年、フランス語圏のアフリカ諸国における調査を行い、会計教育問題を指摘したものとして、Bur laud [2017] がある。本調査報告書は、IFAC の依頼によって、上記の国における公会計と公認会計士制度に関する調査を行ったものである。

①IAS/IFRS を導入した途上国の客観的状況, ②IAS/IFRS を導入した途上国政府の動機, ③当該法域における企業が導入された IAS/IFRS に準拠する積極的動機, ④②③と密接な関係があるが, 当該法域政府の規制とエンフォースメントに対する姿勢, 及び⑤IAS/IFRS 採用の経済的帰結の 5 点である。

まず, Zeghal & Mhedhbi [2006] は, IFRS を採用した開発途上国に共通する環境要因の析出を試みた研究であり, 同じく IAS/IFRS を採用した 32 の開発途上国と 32 の非途上国の比較を行い, IAS/IFRS を採用した途上国は, ①資本市場を有しており, ②高い教育の水準を持ち, ③高い経済成長を達成していることを明らかにしている。

Al-Akra et al. [2009] は, 2 つの分析を行っている。1 つ目は, 19 世紀から近年までのヨルダンの会計の発達が環境要因 (政治, 経済, 法律, 文化) によっていかに説明されるのかを試みたものであり, 2 つ目は, 2009 年当時のヨルダンの IFRS の採用 (full adoption) に向けた動きを分析して, 旧植民地関係が強い影響を与えていることを発見した。

次いで, Judge et al. [2010] は, 開発途上国, 移行経済国, 及び先進国, 132 ヶ国を対象として, どのような環境要因が, IFRS の採用の程度を予測させるかを経験的に調査している。その結果, IFRS 採用を客観的に説明する変数 (環境要因) は, ①資本市場の大きさ, ②GDP の成長率, ③教育の水準, ④対外支援, 及び⑤輸入品浸透度であることを指摘している。

また, Zehri & Abdelbaki [2013] は, 開発途上国において, 国際的会計基準の採用を決定する環境要因は何かを調査したものである。2008 年までに IAS または IFRS を採用した 74 ヶ国の途上国のパネル・データを使い, IAS/IFRS が採用される決定要因 (環境要因) を明確にするために, 株式市場, 外部世界への開放度 (openness), 教育水準, 文化, 法制度, 及び政治的要因を変数とした一国の経済成長に関するロジスティック回帰モデルを作成した (p. 2)。分析の結果, IFRS の採用の主要な決定要因は, ①高い経済成長率, ②高い教育水準, ③法制度として慣習法を採用していることとなった。経済成長のレベルが主要な決定要因の 1 つである点では, Larson [1993], Zeghal & Mhedhbi [2006], Al-Akra et al. [2009] 等の先行研究の結論と一致しているが, これらの研究が挙げている, 文化, 政治システム, 及び資本市場の存在は, 当該決定に大きな影響を与えていないという点で結論が相違している (p. 2)。

Samaha & Khelif [2016] は, 開発途上国の IFRS 採用について, ①IFRS 採用の動機 (ネットワーク効率性と同型化理論), ②IFRS 準拠の程度と会社の積極的な動機 (説明理論として, エージェンシー理論, シグナリング理論, 政治過程理論, 及び資本コスト理論を用いている), ③IFRS 採用の経済的帰結 (資本コスト, 価値関連性等), 及び④IFRS 準拠をチ

チェックするエンフォースメントメカニズムとしての規制の利用（規制理論），及び⑤ IAS/IFRS 採用の経済的帰結について，理論的な検討を行った上で，経験的研究に関する文献レビューを行っている。その結果，まず，①について，開発途上国の動機を説明する支配的理論は，ネットワークの経済理論²⁶⁾と同型化理論（isomorphism）²⁷⁾であるが，これまでの経験的研究では，これら2つの理論を強く支持する経験的な証拠は得られていない。次に，②のIFRSの準拠の程度が企業の積極的な動機に依存するかどうかについて，これまでの経験的研究の結果は支持するものとししないものがある。また，③については，IFRS採用の経済的帰結に関する経験的な証拠が，開発途上国の場合には，外国直接投資，資本コスト，及び利益管理に限定されていることを指摘している（直接投資の増加とは有意な正の関係が観察されている）。さらに，④については，非常に少数の研究の成果であるが，その準拠が効率的な制度によってチェックされ，強制されている場合においてのみ，IFRSは適合することを指摘しているという。最後に，⑤については，IAS/IFRSの採用は，ローカルGAAPの採用に比して，より価値関連性が高く，信頼できる情報を提供し，経営者の恣意的操作の範囲を減少させるので²⁸⁾（Ahmed et al. [2013]も同様の指摘を行っている），外国からの直接投資を増加させるとの指摘をしている。Gordon et al. [2012]も同様に，95の開発途上国のデータを用いて，IFRSの採用が外国からの直接投資を増加させることに貢献したという経験的な証拠を得ている。

社会主義政権から民主的政権への移行経済におけるIAS/IFRS導入を扱った研究は，東欧と中国を対象としたものが多いが，ミャンマーと同様にソビエト型社会主義を継受していた東欧，とりわけ，IFRSの導入を経験した，ルーマニアとポーランドについてのみ，先行

²⁶⁾ ネットワーク効果とは，製品やサービスの価値が利用者数に依存していることをいう。当該理論に基づけば，IFRSの採用法域数が少数の場合にはなかなか普及しないが，それが閾値を越えると，IFRSを採用することの便益が大きくなり，そのコストを上回るので，採用法域の数は急増するという説明が可能となる。詳細は，Shapiro & Varian [1999]を参照せよ。

²⁷⁾ DiMaggio & Powell [1983]によれば、「同型化」とは，ある制度が導入される際に，導入される環境との関係から考えれば，その制度の形を変える方が合理的であるのに，そうはならずそのままの形で導入され広がっていく現象である。「同型化」には，①強制的同型化（coercive isomorphism）、②模倣的同型化（mimetic isomorphism）、及び③規範的同型化（normative isomorphism）があるという（pp. 150-154）。同型化理論をミャンマーのケースに適用すると，IAS/IFRSの導入は，国際法等で強制されるものではなく，また，IMFやWBによる貸し付けの条件として強制されてもいないが，ミャンマーのケースは①のユニークな形態と解釈しうる。また，ASEAN加盟10ヶ国で見ると，フルアドプション国は僅か2ヶ国（マレーシアとカンボジアのみ）、容認している国が2ヶ国（ラオスとミャンマー）であり，過半数（ブルネイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）はIFRSの使用を認めていない（Deloitte [2018]）ので，②の可能性は低い。③についても，ミャンマーでは洗練された高度専門職の組織が未成熟であるので，可能性は低い。

²⁸⁾ Elbannan [2011]によれば，そのような効果は，会計インフラが未整備で，実務訓練も不十分な開発途上国でより顕著であると述べている。

研究に触れておきたい。

まず、ルーマニアであるが、Albu et al. [2010] は、Alexander & Servailli [2010] の分析モデル（会計は会計が機能している環境と相互に影響を与え合う）[共進化と類似した考え方]を用いて、移行期のルーマニアの会計の変化を説明している。彼らは、移行期のルーマニアは、漸变的な変化を経験したが、急でかつドラスティクな変化の時期も経験しており、その変化は断続平衡的²⁹⁾かつ経路依存的³⁰⁾であったことを指摘している。Albu et al. [2011] のミャンマーでの調査に関する重要な示唆は、ルーマニアでは、社会主義時代の秘密主義や政府への服従といった国民の意識は、なかなか変化しなかったということであろう。ミャンマーでも社会主義独裁政権・新軍事政権の50年間に国民に刻み込まれた、会計・監査制度・教育の軽視という価値観はなかなか変化しない点、共通性がある。移行期のルーマニアとポーランドとの比較を行ったMacLulich & Gurău [2004]も、1990年代の改革の期間において、既に市場経済を支持する資本主義的な原則や考え方の周知が行われていたポーランドでは、移行直前まで強い国家統制と官僚制の下に置かれていたルーマニアと比べて、EU指令やIASをスムーズに受け入れることができたことを指摘している。

Ⅲ-3. ミャンマーの会計・監査制度の歴史と現状

特定国の現在の会計監査制度・実務を理解する上で、歴史的な考察は欠かせない。現状の原因の多くは過去にあるからである。ただし、どこまで（時間的・空間的な広さ）を現状の原因の可能な範囲と考えるかは、研究主題に依存する。そこで、会計監査制度・実務の現状を説明するという目的に限定して、ミャンマーの政治・経済事象と会計制度改革について歴史的に整理しておきたい。

ミャンマーの政治を大雑把に整理すると、英国の植民地時代（1886年～1948年）、ビルマ連邦時代（1948年～1962年）、社会主義軍事政権時代（1962年～1988年）、新軍事政権時代（1988年～2011年）、民主的政権時代（2011年～2015年）、及びNLD（National League for Democracy）政権時代（2015年～）となる。

この間、ミャンマーでは、1913年より最近までほぼ100年もの間、インド会社法を継受

²⁹⁾ 断続平衡 (punctuated equilibrium) とは、変化が徐々に起こるのではなく、一定の期間、平衡状態（ほとんど変化しない状態）が続いた後に外部からのショックを契機として突然の変化が発生し、新しい経路を開くという進化生物学の考え方である。

³⁰⁾ 経路依存性 (path dependence) とは、過去の合理的選択が現状を生み出したと推測されるケースが、歴史的偶然と政策的介入によって決定されているという制度派経済学の考え方である。経路依存性があると、スタート地点と「偶然」の出来事（ノイズ）が最終的な結果に対して大きな影響を持つ。

した 1913 年会社法がほとんど改正もなされずに、会計実務の支配法として機能してきた (Thein [1998] , WBG (World Bank Group) [2017]) 。民主的政権への移行以後、2013 年の証券取引法の制定、2015 年の証券取引委員会の発足、同年の MAC (Myanmar Accounting Council, ミャンマー会計審議会) 法の制定³¹⁾、2016 年のヤンゴン証券取引所の開所、2017 年の新会社法の制定と会計制度改革は急速に進められている。

会計基準に関しては、前述したように、1999 年に当時の IAS の内容をほぼそのまま MAS (Myanmar Accounting Standards) として自国会計基準とし、2009 年に当時の IFRS を MFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) として自国の会計基準としている。MFRS に基づく財務諸表の作成は、現在のミャンマーのすべての会社 (非公開会社も含む) に義務づけられているが、IFRS (オリジナル) を選択することもできることになっている (IFRS の任意適用)。また、ヤンゴン証券取引所の上場要件として、IFRS 準拠の財務諸表の作成が義務づけられている (IFRS の強制適用)。つまり、会計制度から判断すれば、ミャンマーの会社の会計実務は、MFRS か IFRS に準拠していることになる。

以上について、年表 (表 2) を参照せよ。

³¹⁾ MACは、ミャンマーにおける会計基準設定主体 (政府組織) である。

表 2. ミャンマー年表

	政治経済事象	会計制度改革	備考
1913年		インド会社法の継受	その後、100年にわたってマイナーな改正のみで存続。
1948年	英国から独立。		
1962年	ネー・ウィン氏による軍事クーデターにより、軍事政権の発足。		
1988年	全国規模の民主化運動の結果、ネー・ウィン政権が崩壊。ソウ・マウン政権の発足。		ヤンゴン大学等の主要大学の10年間の閉鎖等、大学への弾圧が始まる。
	欧米諸国が経済援助を凍結。		
1999年		IASをMASとして導入。	
2003年~	欧米諸国が経済制裁を始める。		
2007年	テイン・セイン氏が首相。全国的規模の反政府デモの勃発と軍による弾圧。		
2009年		IFRSをMFRSとして導入。	
2010年	新憲法の下で総選挙。民政移管。		
2011年	テイン・セイン氏が大統領に就任		
2013年	中央銀行法の制定		
2013年		証券取引法の制定。	証券取引所開設のための立法。
2014年		会社法の改正。	
2015年	総選挙でアウンサン・スーチー氏の率いるNLDが圧勝。	証券取引委員会の発足	
2015年		MAC法の制定。	MACは、公的セクターの会計基準設定主体。
2016年 3月		ヤンゴン証券取引所の開所。	日本政府、日本証券取引所G、及び大和証券の支援により、開所。
2016年	NLDのテイン・チャー氏を大統領に選出。		
2016年	米国が経済制裁を全面的に解除。		
2017年		新会社法の制定。	

(出典) 徳賀・谷口作成。

Ⅲ-4. 訪問面接調査による補足

ミャンマーは、先行研究が示す IAS/IFRS を採用した開発途上国に共通する環境要因 (①高い経済成長, ②高い教育水準, ③判例法を採用, 並びに④資本市場及び資本市場関連法制度の整備) に関して、歴史の考察から、①と④については満たしており、③については判断の分かれるところである。②に関しては、新たな調査が必要である。ただし、前述したように、そもそも会計・監査実務の現状が不明であるので、その調査から開始しなければならない。

前述の歴史的考察より、1999年に当時のIASをMASとして、2009年に当時のIFRSをMFRSとして採用し、ここ数年に亘って資本市場と関連法規の整備 (証券取引法の制定、

証券取引所の開設)を進めてきたことが分かる。ただし、これまで説明してきたように、会計制度の整備と会計実務の水準とは、必ずしも同時進行ではない。そのため、ミャンマー企業がどのような会計・監査実務を行っているかを調査する必要がある。ミャンマーにおいては、MAS/MFRS (IAS/IFRS) がどれほど普及しているのかについて、政府や公認会計士協会等に統計的データがほとんどないこともあり、訪問面接調査によって、直接に作成者(ミャンマー企業、日本企業現地法人や支店)、職業会計士(ミャンマーの公認会計士と日本の公認会計士)、資本市場関係者、及び国際機関から話を聞くという方法を採用した。

Ⅲ-4-(1) 調査対象

調査対象は、ヤンゴン経済大学、規制主体(日緬[日本とミャンマー]両方)、資本市場関係者(日緬両方)、作成者(日緬両方)、公認会計士団体(日緬両方)等であり、可能な限り「エリート・インタビュー」(各利害関係者・規制機関等の長、またはそれに準ずる者)となるように努力した。2016年において、二度に亘って、12箇所、延べ26人に対して、訪問面接調査を行った³²⁾。また、日緬両国の関係者にインタビューを行ったのは、トライアングレーションを意識したものであり、ミャンマーの組織等のカウンターパートとなる、日本の組織等をインタビューの対象に加えた。調査対象は表3の通りである。

³²⁾ 本訪問面接調査は、公認会計士の谷口隆義氏、ミャンマーの日本大使館・書記官の石丸直氏、及び徳賀芳弘の3人で行ったものである。協力頂いたお二人には記して感謝の意を表す。谷口氏のネットワークは、本調査において重要な役割を果たした。記して感謝の意を表す。ただし、本稿における執筆内容は(誤謬等も含めて)、すべて徳賀の責任である。

表3. 訪問面接調査の対象

訪問先	訪問日時	回答者	訪問先情報	訪問者
Yangon University of Economics	2016年3月29日 10:00-12:00	会計学担当教授 1 学長代理(会計学の講義担当) 1	ミャンマーで会計学を教えている3つの大学のうちの1つ(大学総数は169)。2007年から11年間に亘って会計教育を行ってきた、ミャンマーでNo.1と言われている名門経済経営系大学。	徳賀芳弘 谷口隆義
	2016年12月15日 13:00-14:30	会計学担当教授 1 学長代理(会計学の講義担当) 1		徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
Myanmar Securities Exchange Centre C. Ltd.	2016年3月29日 14:00-15:00	Managing Director 1	大和証券とミャンマー経済銀行が50%出資の合弁企業。ヤンゴン証券取引所開設に協力。	徳賀芳弘 谷口隆義
	2016年12月14日 14:30-15:30	Managing Director 1 Director 1		徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
First Myanmar Investment Co., Ltd.	2016年12月15日 10:00-11:00	General Manager 1 CFO 1	ヤンゴン証券取引所に上場した4社の1つ。	徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
Myanmar Citizen Bank Limited	2016年12月14日 11:30-12:20	Chief General Manager 1 Deputy Managing Director 1	ヤンゴン証券取引所に上場した4社の1つ。	徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
Myanmar Institute of Certified Public Accountants & Myanmar Accountancy Council	2016年12月15日 14:40-15:10	MICPA President & MAC Vice Chairman 1 MICPA Vice President 1	MICPAは、会計基準設定主体の1つ。会長はMACの副議長を兼任。	徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
Office of the Auditor General of the Union	2016年12月15日 15:15-15:45	Vice President 1	Auditor Generalは、公的・私的両セクターの組織の監査を監督する公的な組織。	徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
Embassy of Japan in Myanmar	2016年3月29日 15:30-16:30	特命全権大使 1	日本大使館。政権交代後のミャンマーにおける政治経済の情勢についての情報収集。	徳賀芳弘 谷口隆義
	2016年12月14日 15:30-16:30			徳賀芳弘 谷口隆義
日本金融庁	2016年3月30日 11:30-12:30	金融庁職員 1	日本の金融庁がミャンマーの証券市場形成に協力している。専門官は、ミャンマーの財務副大臣のアドバイザー。	徳賀芳弘 谷口隆義
	2016年12月17日 14:00-15:00	JICA専門官(金融庁より出向) 1		徳賀芳弘 谷口隆義 石丸直
JETTRO Yangon	2016年3月30日 13:00-14:40	所長 1	JETTROのヤンゴン・オフィス	徳賀芳弘 谷口隆義
Yangon Branch Sumitomo Mitsui Banking Corporation	2016年3月30日 10:00-11:00	支店長 1	ミャンマーで出店を許された3つの邦銀の1つ。	徳賀芳弘 谷口隆義
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Yangon Branch	2016年12月15日 16:00-17:00	支店長 1 支店長代理 1	ミャンマーで出店を許された3つの邦銀の1つ(他国は1行ずつ)。	徳賀芳弘 谷口隆義
Moving Myanmar Forward	2016年12月14日 13:30-14:30	CFO 1 COD 1 Director 1	KDDIと住友商事の100%子会社であるKSGMがMPTと共同事業を展開。	徳賀芳弘 谷口隆義

(出典) 徳賀作成。(訪問者) 徳賀芳弘(京都大学教授)、谷口隆義(公認会計士)、石丸直(日本大使館・書記官)

Ⅲ－４－(2) 調査方法

調査方法は、半構造化方式（一定の質問事項を用意して、質疑の展開の中で話が別の方向に展開することをある程度認めて情報収集する方法）³³⁾の訪問面接調査である。ミャンマーでは、軍事独裁政権による支配が長期（1962年～1988年、及び1988年～2011年）に亘ったせいか、未だに調査対象者の警戒心は強く³⁴⁾、とりわけ、「実態はどうか」といった質問に対しては曖昧な回答が多いことが事前に予想された（実際にもそうであった）。そのため、彼らの回答の正しさを確認するため、また別の視点から同じ現実を観察して相互主観性を増すため、トライアングレーションを考慮して、日本企業、日本の規制主体、日本の資本市場関係者、並びにJICA及びJETROに対しても調査を行った。また、ミャンマー新政府の会計政策が、当該国の政治・経済のマクロ的な変化と密接な関係をもって展開される可能性も考慮して、日本大使館でも情報収集を行った。さらに、組織において意思決定に参加可能で当該組織の全体を見渡せる地位の者から意見を聞くために、原則として「エリート・インタビュー」を試みた。

調査結果からミャンマーの会計・監査実務の実態を描いてみて、可能な限り、国際機関の調査等に照らしてその裏付けをとる努力をした。なお、上場企業4社に対しては、質問票調査（2017年12月）も行っている³⁵⁾。

Ⅲ－４－(3) 調査内容と結果

質問事項として用意したのは、①現在の政治・経済の状況、②会計・監査実務の技術的レベル、③会計基準（MFRS）の遵守度、④会計高等教育（大学）の評価、⑤会計専門職教育の評価、及び⑥課税所得計算の状況である。ただし、大学では、⑦講義で用いられている言語、⑧使用しているテキスト及び⑨カリキュラムの内容を追加して質問している。本稿の主題との関係から、②③④⑤について回答を紹介し、考察する。

まず、②に関しては、実務の水準に満足しているという回答はほとんどなかった。回答は以下の通りである。「水準は低い」（MSEC [2016a]）。「B/SとP/Lもまともに作成できない」（MSEC [2016b]）。「財務諸表の信頼性が低い」（SMBC [2016]）。「水準は低く。会計人材が不足している」（金融庁 [2016]）。「証券取引法でフォーマット

³³⁾ 訪問面接調査の方法に関しては、佐藤 [2016] を参照せよ。

³⁴⁾ 本研究に先行してミャンマーで行われた、谷口隆義氏の訪問面接調査では、非構造化方式（質問事項を決めずに、相手が話してくれる内容から展開して、調査者の知りたい情報を得る方法）が採用されている。警戒心の強い調査対象に心を開かせるために、親しくなることは重要な要素である。

³⁵⁾ 別途、ヤンゴン証券取引所上場企業4社に対して行った質問票調査でも、得られた情報は少ない。

を提示しているが、定着しておらず、様々なフォーマットで財務諸表が作成されている。何を書くべきか理解できていない」(JICA [2016])。「歴史的にレベルが低かった。民間企業は会計帳簿を作成する必要がない」(MCB [2016])。「数年前まで現金主義で、出納帳しかなかった。帳簿は手書き」(KDDI [2016])。「財務諸表を作成する動機がない」(BTM [2016])。

監査実務に関しては回答自体が少なかったが、次のような回答であった。「監査実務の水準は低い」(MSEC [2016ab], 金融庁 [2016])。「監査実務の水準は低く、日本の2, 30年前程度である。基準に基づいて監査しているというよりは、感覚で判断している」(KDDI [2016])。「国際的な水準にある公認会計士は数が限られている」(FMI [2016])。また、会計監査の質のみでなく、会計専門職の数が圧倒的に不足しているとの意見が多かった(金融庁 [2016a], MMF [2016], FMI [2016])。上場企業のみでなく、すべての会社組織(55,015社)に対して、公認会計士監査を受けることが義務づけられているのに対して、現在、ミャンマーで監査実務を行っている公認会計士は500人弱であることから(WBG [2017], p.21), 多くの企業の規模が小さいことを考慮しても、まともな会計監査が行われているとは言いがたい。また、監査報告のすべてが無限定適正となっているが、WBの会計監査チームが無限定適正意見の付いた会社の財務諸表をランダム・サンプリングして監査したところ、限定意見を付けるべきものや、MFRSへの不準拠により不適正と判断されるもの、監査不能なものが見つかった(WBG [2017], p.33)。つまり、会計監査は、形式的な手続きとなっており、実質的な監査は行われていない可能性がある。

また、上記の②への回答から推定可能であるが、③MFRS(中小企業は、SME用のMFRS)への準拠についての回答は以下の通りである。「会計基準は守られていない」(SMBC [2016], 金融庁 [2016])。「MFRSに準拠していないというよりは、準拠出来ない」(KDDI [2016])。ヤンゴン証券取引所に上場している2社とヤンゴン経済大学の教授達を除けば、回答者は、遵守されていないとの回答であった。なお、当該2社は上場要件として、MFRS(またはIFRS)に準拠した財務諸表を作成しなければならないので、当然である(当該2社は、他の会社は分からないが、自分たちは遵守しているとの回答であった)。また、2度目の訪問の際に、ヤンゴン経済大学の教授達に、他の回答者がMFRSは実務に定着していないと答えていることを告げると、「MFRSは定着していないが、それはやむをえない」(YUE [2016b])と回答が変わった。このことは、1回目の訪問の際には、ミャンマー政府に気を遣った、あるいは日本からの調査ということで余所行き(の回答)をした可能性を示唆している。

④と⑤には密接な関係がある。最近まで、3つの経済大学を優秀な成績で卒業した者は、

公認会計士の研修を受ける権利（研修後に公認会計士になることができる権利）を得ていたからである。また、④と⑤は、②③の結果とも密接な関係がある。現在の会計・監査実務の状況の少なくとも一部は、大学における高等会計教育や会計専門職教育の結果でもあるからである。調査結果は以下の通りである。「ミャンマーの大学（全体で 169 校）で会計学を教えているのは 3 つの経済大学のみである」（YUE [2016a]）。「会計学担当教員は、全国で 80 人（事務スタッフも含まれているので、実際に教えているのは半分程度と思われる）」（YUE [2018]）³⁶⁾。「会計関連科目のテキストはすべて ICAEW（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales）の作成したものであり、新軍事政権時代から、講義はすべて英語で行われている」（YUE [2016ab]）。「2012 年にカリキュラム改革を行ったが、当該講義の内容は LCCI（The London Chamber of Commerce and Industry）の簿記テストに近くなった」（YUE [2016b]）。「大学生の水準は低い」（JICA [2016]）。「大学で会計学を学んだ者よりも、現場で勉強した者の方が役に立つ」（KDDI [2016]）。

MAS/MFRS（IAS/IFRS）のような複雑で洗練された会計基準に準拠するためには、高度会計人材の育成が必要であり、当該人材の育成には、高等会計教育及び専門職教育は不可欠である。開発途上国では、一般的に会計学は軽視される傾向にあるが、ミャンマーでは、社会主義軍事政権・新軍事政権を通して、50 年間一貫して高等会計教育及び専門職教育は軽視されてきた。

Ⅲ－５．ミャンマーの現状に関する因果推論

Ⅲ－５－(1) リサーチ・クエスチョン

以上の調査結果よりミャンマーは、IAS/IFRS を導入する環境要件が備わっていない。つまり、会計基準と環境要因との密接な関係を前提とする限り、IAS/IFRS の導入は時期尚早である。それにもかかわらず、ミャンマーは 1999 年に当時の IAS を、2009 年に当時の IFRS を、それぞれ MAS 及び MFRS として導入している。また、ミャンマーのすべての会社に、MAS/MFRS への準拠を義務づけているが（不準拠に対する罰則規定はない）、ほとんど定着していない。また、2009 年に当時の ISA を MSA（Myanmar Standards of Auditing）として導入しているが、全監査報告書が無限定適正であり、ほとんどチェック機能を果たしていない。

³⁶⁾ 上場 4 社への質問票調査の内容は以下の通りである。①ヤンゴン証券取引所への上場準備を始めた時期はいつか、②上場の目的は何か、③IFRS 準拠の財務諸表の作成は難しかったか、④その内容、⑤上場の際に苦労した点、⑥その内容、⑦ミャンマーにおける会計実務のレベルに満足しているか、⑧（満足していない場合）それは何か。②への回答で、全社が advertising と答えている（1社は重複回答として、fundraising と答えている）。

ミャンマーは、なぜ IAS/IFRS を導入したのか、また、導入した会計基準は、なぜ無機能化したのか。これが本稿後半の Research・Question である。

III-5-(2) 仮説の提示

まず、ミャンマーが、なぜ国際的会計基準を導入せざるをえなかったのかについて考察する。前述したように、開発途上国の IFRS 導入に関する先行研究の結果、途上国が IFRS を採用する客観的条件（環境要因）は、①高い経済成長率、②高い教育水準、③法制度として慣習法を採用していること、及び④資本市場の整備であった（Zeghal & Mhedhbi [2006], Judge et al. [2010], Zehri & Abdelbaki [2013]）。

ミャンマーの場合、①高い経済成長率（2010 年以降）が実現される以前に IAS/IFRS を導入しており、②教育には大いに問題があり（詳しくは、谷口・徳賀 [2018] を参照せよ）、③法制度としても明確な慣習法を採用している訳ではない（金子 [2004] を参照せよ）。また、④資本市場に関しても、ヤンゴン証券取引所は開設されたものの、現在 5 社の上場しかなく³⁷⁾、資本市場として機能しているとはいえない。つまり、ミャンマーの場合、先行研究のいう、IFRS 採用の客観的条件の大半が揃っていないにもかかわらず、IAS/IFRS を採用したことになる（表 4 を参照せよ）。

また、訪問面接調査から、ミャンマー企業のほとんどは MAS/MFRS（SME 用のものも含む）に準拠しておらず、会計監査もチェック機能を果たしていない。つまり、導入された IAS/IFRS は、無機能化しているのである。

次に、開発途上国における会計基準への準拠に関しては、①企業の準拠への積極的な動機、及び②規制（準拠の強制）が条件となることが指摘されている。①に関して、先行研究で検討されている条件は、開発途上国に当てはめた研究とはいえ、もともと先進国の企業の行動を説明する際に用いられたものであり、いずれも主体的に行動する洗練された企業を想定したものである。上場 4 社への質問票調査（2016 年 12 月）からもこれらの 4 つの動機はうかがえない。

会計専門職による自主規制ではなく、政府による強制と罰則規定の整備が不可欠であることも明らかにされている。ミャンマー政府は会計基準と監査基準への準拠を義務づけているが、会計基準への不準拠に対しても、監査基準への不準拠に対しても罰則規定を設けていない。

³⁷⁾ ミャンマーにおける会計教員数を把握するため、メールにてヤンゴン経済大学（YUE）に送った質問の回答である。詳細は、谷口・徳賀 [2018] を参照せよ。

表4. 先行研究の挙げた条件及び動機のミャンマーへの説明力

開発途上国のIAS/IFRS採用の条件		開発途上国のIAS/IFRS採用の動機	
①高度な経済成長	○	a.ネットワーク効果	×
②高度な教育水準	×	b-1.強制的同型化	○
③判例法の採用	△	b-2.模倣的同型化	×
④資本市場の整備	△	b-3. 規範的同型化	×
当該法域企業のIAS/IFRS準拠の条件		当該法域企業のIAS/IFRS準拠の動機	
		条件①の内容としての動機	
①準拠に積極的なメリットがある	×	a.シグナリング	×
②準拠を強制されている	×	b.エージェンシーコストの軽減	×
		c.政治コストの軽減	×
		d.追加的資本の必要	×

(出典) ミャンマーにおける調査の結果から徳賀が作成。

以上の観察から、ミャンマーがIAS/IFRSを自国基準化した理由、それらが無機能化した理由について、2つの仮説を提示したい。

仮説1. 資本市場のインフラを整備して、外資を導入して経済開発を進めるため、IAS/IFRS導入に適合する条件が整っていなくとも(そのことを自覚していたが)それらを導入した。しかし、条件が整っていなかったために(企業に準拠する積極的動機はなく、準拠する技術的水準もなく[会計教育の水準は低く、専門職教育も軽視されてきたので]、さらに不準拠も罰せられないから)、無機能化した。いずれ段階的に、会計基準・監査基準への不準拠に対する罰則の整備も行い、企業の準拠率を高め、資本市場の育成を進める予定である。

仮説2. もともとIAS/IFRSを制度的に導入すること自体がミャンマー政府の目的であり、会計実務の変化を強く求めていなかった。そのため、会計・監査基準への不準拠に対しても罰則規定を設けず、会計高等教育・会計専門職教育にも力を入れず、会計監査がチェック機能を果たさなくても深刻な問題とはならなかった。

まず、実際に、会計・監査実務の水準を上げることを計画していたという前提の仮説1については、導入される外生的な会計基準がIAS/IFRSである必然性が出てこない。IAS(1999年版)もIFRS(2009年版)も、ほとんど環境整備なく、それぞれの年に唐突に導

入されている。ミャンマー政府は導入時点での自国の会計・監査実務の水準の低さ（及び関連諸法規の不整備）を認識していたであろうから、実践できるとは考えていなかった可能性が高い。そもそも上場企業が5社しかなく、その多くが資金調達よりも会社名の宣伝を目的とした上場であるような状況において、資本市場志向の極めて高い MAS/MFRS（IAS/IFRS）の強制適用は不要である。仮に会計高等教育及び会計専門職教育に力を入れて（実際には、相変わらず軽視されているが）、段階的に会計・監査実務の水準を高めることを計画していたとすれば、IAS/IFRS をそのまま導入するのではなく、適用困難な基準はカーブアウトするなりして、ミャンマーの実情に合う会計基準を設定するのが自然であろう。

次に、仮説2について推論を展開したい。仮説2の根拠となる理論はネットワーク効果と同型化である。前述したように、ミャンマーがIAS/IFRSを採用することにネットワーク効果を見だしていたとするとミャンマーと関係の深い法域がIAS/IFRSを採用しているはずである。しかし、ミャンマーと政治的・経済的関係の深い、中国、日本、米国などは、IFRSを強制適用していない。また、近隣のASEAN諸国の多くもIFRSを強制適用していない³⁸⁾。このような関係国の状況においてのミャンマーの強制適用は、ネットワーク効果から（同様に、模倣的同型化からも）説明できない。また、ミャンマーにおいて、公認会計士の組織は600人程度であり組織も未整備であるので（WBG [2017], p.20）、政治的なパワーを有していない。また、高度会計教育の軽視から企業にも高度な教育を受けた会計人も少ない。

そこで、最後に残る強制的同型化について検討してみたい。アジア金融危機の際の韓国のケース（1998年）のように、IMF及びWBからの借款の条件として国際的な会計・監査基準の採用が強制される場合がある（徳賀 [2001b]）³⁹⁾。IMF [2018a]によると、ミャンマーは30年前に融資を受けて以降の融資を受けていない（p.2）。また、WBとの関係でも、同様に30年前の借款の返済遅延を無償援助によって解消してもらって以降、融資を受けていないが、WBは電力、通信、財政、教育、医療、農業、河川沼地管理等の支援のため、既に20億ドルの融資（優遇金利）をコミットすることが承認されている（IMF [2018a],

³⁸⁾ ヤンゴン証券取引所は、2015年12月に開設され、3年が経過しようとしているが、2018年11月現在上場企業の数5社である。これらの5社は、ミャンマーの財務担当大臣が上場を期待していることを新聞紙上で公表した企業であり、自発的な意思というよりは、政府の依頼によって上場したと判断される。2016年12月に当時の上場企業4社に対して行った、質問票調査でも、上場の動機でも3社が会社のPRが目的であると答えている。

³⁹⁾ ASEAN加盟国のうち、IFRSを強制適用している法域は僅かであり、ネットワーク効果や模倣的同型化ではミャンマーのIAS/IFRS導入の動機を説明できない。

p. 6) 。さらに、ADB はこれまで 41 本、総額 16.7 億ドルの融資と無償援助を提供しており、その一部は返済されている (IMF [2018a] , p. 13) 。最近では、2012 年～2017 年の間に 69 百万ドルの TA (技術援助) を金融セクターや教育に対して承認しており、今後、毎年 3.5 億ドルの優遇金利での融資を行うことを予定している (p. 59) 。ただし、IMF 及び WB は、ミャンマーの経済改革に必要な能力開発 (Capability Development, CD) の項目として、IFRS の採用を含めた会計と内部統制の強化を提示しているが、借款の条件とはしていない (IMF [2018a] , Appendix 3) 。さらに、ミャンマーと ADB との借款関係を説明する文書等で IFRS への言及を見つけることはできなかった。以上より、ミャンマーは、これらの開発金融機関との間で、これまでの借款の返済遅延を解消し、融資計画は進んでいるが、ほとんど実施されておらず、借款の条件として IAS/IFRS の採用が要求されたという証拠もない。つまり、ミャンマーの IAS/IFRS 導入は、巨額の救済融資の交換条件として、国際的会計基準・国際的監査基準の採用が要求された韓国のケース (義務付けられたケース) とは相違していることが分かる。

しかし、ミャンマーの 1999 年の IAS の採用は、韓国のケース (1999 年)⁴⁰⁾ から学習した可能性もある (「模倣的同型化」の可能性もある) 。韓国の IAS 及び ISA の導入は、強制的同型化の典型的なパターンであり、それを学んだとすれば、ミャンマー政府は 1999 年に同様の必要性を認識した可能性がある。

では、ミャンマーが形式的にのみ IFRS を導入した理由は何であろうか。
以下のような仮説 2 の修正版を提示したい。

仮説 2' : ミャンマーは、欧米の経済制裁を解除・緩和してもらうために、国際的に認められている会計基準を採用した。

1988年のラングーン工科大学 (現在のヤンゴン工科大学) での紛争を発端として全国的な反独裁・民主化運動が展開され、社会主義軍事政権は崩壊したが、その後、同年に軍事クーデターが発生し、民主化運動は鎮圧された。1990年には総選挙が実施され、アウン・

⁴⁰⁾ 徳賀 [2001] によれば、韓国の IAS 採用を巡る経緯は以下の通りである。アジアの通貨危機の際に、IMF は 1997 年 12 月に 210 億ドルの融資を、また IMF の主導の下で WB が 100 億ドル、ADB が 40 億ドルの融資を行った。IMF が資金支援と引き換えに韓国政府に要求した IMF Program という経済改革計画の中の金融制度改革の一環として提起された、会計・監査制度の充実、ディスクロージャー制度の整備、並びに会計基準及び会計基準設定主体の整備からなる会計制度改革は、極めて重要な位置づけを与えられていた。IMF も WB も「国際的に最良の実務」 (international best practice) を要求しながら、それが何かを特定していないが、韓国政府はその内容を忖度して、IAS への準拠を求められたと判断している (韓国政府から IMF に提出された「第 3 次趣旨書」の中で明記された) 。強制的同型化の典型的なケースと判断できよう。

サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝したものの、政府は政権移譲を拒否した。

1988年の民主化デモの弾圧に際して数千人の学生がビルマ軍によって殺されたこと、アウン・サン・スー・チー氏率いる民主化勢力が軍政による厳しい弾圧を受け、同氏自身も2010年までの間、3回、計15年に亘る自宅軟禁に置かれたことなどを批判して、欧米による経済制裁は始まった。ミャンマーに対するEU、米国（米国の制裁の詳細については、Martin [2012] を参照せよ）、オーストラリア、及びカナダによる経済制裁は、1988年以降20年にわたって、様々な形で展開された。PwC [2014]（pp. 11-13）によれば、主要な経済制裁の内容は、ミャンマーからの輸入一般の禁止（カナダ）、ミャンマーに対する輸出一般の禁止（米国、カナダ）、特定製品のミャンマーからの輸入禁止（EU）、特定製品のミャンマーへの輸出禁止（EU）、特定産業への投資の禁止（EU）、金融サービスの提供の禁止（米国、カナダ、オーストラリア）、特定サービスの提供禁止（EU）、新規投資の禁止（米国）、民主化を妨げる政策に関わっている人へのVISAの発給停止（米国）、ミャンマーと連携していると考えられる国の資産の凍結（カナダ）、SPDCへ帰属する資金・資産の凍結（米国）、民主化を妨げる政策に関わっている人の資産の凍結（EU）、ミャンマー政府関係者の渡航〔入国〕禁止（オーストラリア）等である。以上の欧米による制裁のほとんどは、2011年～2013年の間に、停止・緩和されている（米国は2016年まで経済制裁を行っている）。

これらの経済制裁は、1988年以降、ミャンマーを国際的に孤立させ、その後ミャンマーを経済的最貧国に置き続けるという影響をもたらした。新軍事政権は、社会主義軍事政権の政策を否定し、ミャンマーが国際的に開かれていること（internationality, openness）を示し、欧米からの経済制裁を停止させるために、国際的に認められている会計基準を形式的に導入したのではないか。

また、先ほど、30年間に亘ってIMF及びWBから融資がなかったことから、韓国型の強制的同型化の可能性を認めなかったが、この経済制裁との関係から別の可能性が生まれてくる。つまり、1988年以降のIMF及びWBの融資停止も、欧米による経済制裁の一部ではなかったのかということである。その証拠として、IMF及びWBの融資が停止されていた時期と経済制裁の時期が符合しており、民主化以降（2013年以降）、IMF及びWBからの融資が次々と決まっていることを挙げることができよう。

他方、MAS/MFRSの適用を義務づけられていたミャンマー企業の基準への不準拠は、前述したように、他の開発途上国で取り上げられたような積極的メリットがないこと、会計基準への不準拠に対する罰則がないこと、会計監査は機能していないことから説明可能である。

IV おわりに

会計（基準）と各法域の環境要因との関係において、外生的な会計基準が導入される場合に、会計基準と環境要因との間にコンフリクトが発生しがちであり、その解決の過程で会計基準と環境要因が「共進化」し、会計基準の実質的内容が変化し、かつ環境要因の一部が変化する。その際に、会計（基準）と環境要因のいずれかが変化しにくいものである場合には、いずれかのみが変化しているという現象のみが観察される場合もある。ところが、導入された外生的な会計基準が機能せず概ね無視されるケースもある。この場合、コンフリクトも発生せず、直ちには「共進化」も起こらない。本稿の主題は、どのような場合に、どのような原因から会計基準の無機能化が発生するのかを、ミャンマーを事例として考察することであった。

ミャンマーでは、1999年に当時のIASをMASとして自国基準化し、さらに、2009年に当時のIFRSを同様にMFRSとして自国基準化しているが、MAS/MFRS共に、それ以降の国際基準における新設改廃を反映していないだけでなく、未だ当該国の会計実務にまったく定着していない。つまり、外生的会計基準の無機能化という現象が発生している。このような場合、①ミャンマーは実務への定着を目指していたがうまくいかなかったという仮説と、②ミャンマーはもともと実務への定着を目指していたのではなく、国際的に認められている会計・監査の基準を導入したという事実の公表を目的としていたという仮説が考えられる。

過去の限られた文献・統計、及び国際的機関の調査に加えて、訪問面接調査を実施することによって、上記の仮説②がよりミャンマーの状況を説明しうると判断された。ミャンマーは、新軍事政権による民主化弾圧を契機とした欧米からの経済的制裁を解除・緩和してもらうために、国際社会に向けて透明性（transparency）、国際性（internationality）、開放（openness）を示したと推定される。

ミャンマーのケース・スタディの結果、外生的会計基準の無機能化は、①強制的同型化が発生していること、及び②企業における準拠の積極的メリットがなく、会計監査制度も機能しておらず、さらに不準拠に対する罰則規定がない（消極的メリットもない）という条件の下で発生する可能性があることが明らかとなった。今後、他の無機能化のケースに関して、本仮説の検証が行われる。ただし、罰則規定の厳格化がなされ、会計監査も強化されたとしても、高度会計教育や会計専門職教育の欠如しているミャンマーでは、MFRSに準拠「しない」のではなく、準拠「できない」という問題があることが分かる。現在（2018年12月）でも、高度会計教育に対する改革等は始まっていない。しかし、ミャンマー政府の目的が、IAS/IFRSの導入自体にあり、それを実務に適用することではないとすれば、準

拠「しない」ことも「できない」ことも深刻な問題ではないのである。

[主要参考文献]

- Ahmed, K.H., K. Chalmers, and H. Khlif [2013] “A Meta-Analysis of IFRS Adoption Effects,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 48, No. 2, pp. 173-217.
- Al-Akra, M., A. M. Jahangir, and O. Marashdeh [2009] “Development of Accounting Regulation in Jordan,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 44, No.2, pp. 163–186.
- Al-Akra, M., I. A.Eddie, and M.J. Ali [2010] “The influence of the introduction of accounting disclosure regulation on mandatory disclosure compliance: evidence from Jordan,” *The British Accounting Review*, Vol. 42, No. 3, pp. 170-186.
- Albu, C. N., N. Albu, and D. Alexander [2010] “Accounting Change in Romania –Historical Analysis-,” 6th workshop on European Financial Reporting EUFIN, pp. 1-2.
- Albu, C. N., N. Albu, R. Faff, and A. Hodgson [2011] “Accounting Competencies and the Changing Role of Accountants in Emerging Economies: The Case of Romania,” *Accounting in Europe*, Vol. 8, No. 2, pp. 155-184.
- Albu, C. N., N. Albu, and D. Alexander [2014] ”When Global Accounting Standards Meet the Local Context -Insight from an Emerging Economy,” *Critical Perspectives on Accounting*, No. 25, pp. 489-510.
- Alexander, D. and Servalli, S. [2010] “Accounting Change: beyond Darwin”, paper submitted to the 33rd European Accounting Association annual congress, Istanbul, May.
- Al Mutawaa, A. and A. Hewaidy [2010] “Disclosure level and compliance with IFRS: an empirical investigation of Kuwaiti companies,” *International Business & Economics Research Journal*, Vol. 9, No. 6, pp. 33-50.
- Al-Shammari, B., P. Brown, and A. Tarca [2008] “An investigation of compliance with international accounting standards by listed companies in the Gulf Co-operation Council member states,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 43, No. 4, pp. 425-447.
- American Accounting Association Committee on International Accounting [1977] “Report of Committee on International Accounting,” *Accounting Review*, Supplement 52, pp. 77-132.
- Anantharaman, D. and E. Chuk [2018] “The Economic Consequences of Accounting Standards: Evidence from risk-taking in pension plans,” Working Paper, Singapore Management University (School of Accountancy)
- Aoki, M. [2010] *Corporations in Evolving Diversity –Cognition, Governance, and Institutions*, Oxford University Press. (青木昌彦著, 谷口和弘訳 [2011] 『コーポレーションの進化多様性—集合認知・ガバナンス・制度—』 NTT出版)
- Asian Development Bank [2013] *Technical Assistance Consultant’s Report, Project Number 46369, Republic of the Union of Myanmar: Support for Education Sector Planning*, ADB.
- Ball, R. [2006] “International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors,” *Accounting and Business Research*, Vol. 36, pp. 5-27.
- Barth, M., W.L. Landsman, and M. Lang, [2008] ”International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, 46, 467-498.

- Bova, F. and R. Pereira [2012] “The determinants and consequences of heterogeneous IFRS compliance levels following mandatory IFRS adoption: evidence from a developing country,” *Journal of International Accounting Research*, Vol. 11, No. 1, pp. 83-111.
- Burlaud, A. [2017] *The Status of Public Sector Financial Reporting and Professional Accountancy Organizations Membership in Francophone Africa*, IFAC & WB.
- Chand, P. [2005] “Impetus to the success of harmonization: the case of South Pacific Island Nations,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 16, No. 3, pp. 209-226.
- Choi, D. S. and G. G. Mueller [1992] *International Accounting*, 2nd Ed., Pearson.
- Choi, F. D. S. and G. K. Meek [2005] *International Accounting* 5th ed., Pearson Prentice Hall.
- Christensen, H.B., L. Hail, and C. Leuz [2013] “Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement,” *Journal of Accounting and Economics*, No. 56, pp. 147-177.
- Clements, C. E., J. D. Neil, and O. S. Stoval [2010] “Cultural Diversity, Country Size, and the IFRS Adoption Decision,” *The Journal of Applied Business Research*, Vol. 26, No. 2, pp. 115-126.
- Cooke, T. E. and R. S. O. Wallace [1990] “Financial Disclosure Regulation and Its Environment: A review and further analysis,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 9, No. 2, pp. 79-110.
- DaCosta, R. C., Bourgeois, J. C., & Lawson, W. M. [1978] “A Classification of International Financial Accounting Practices,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 13, No. 2, pp. 73–85.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2008] “Mandatory IFRS Reporting Around the World: Early Evidence on the Economic Consequences,” *Journal of Accounting Research*, No. 46, pp. 1085-1142.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2013] “Adopting a Label: Heterogeneity in the Economic Consequences Around IAS/IFRS Adoptions,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 51, Issue 3, pp. 495-547.
- Deloitte [2018] “Use of IFRS by jurisdiction,” IAS Plus: <https://www.iasplus.com/en/resources/ifrs-topics/use-of-ifrs> (最終アクセス日 : 2018年12月6日)
- DiMaggio, P. J. and W. W. Powell [1983] “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,” *American Sociological Review*, Vol. 48, No. 2, pp. 147-160.
- Doupnik, T. S. and S. B. Salter [1993] “An Empirical test of a Judgemental International Classification of Financial Reporting Practices,” *Journal of International Business Studies*, Vol. 24, Issue 1, pp 41–60.
- Elbannan, M. [2011] “Accounting and Stock Market Effects of International Accounting Standards Adoption in an Developing Economy,” *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol. 36, No. 2, pp. 207-245.
- Enthoven, A. J. H. [1973] “The Unity of Accountancy in an International Context,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 9, No. 1, pp.113–133.
- Enthoven, A.J.H. [1980] *Accountancy Systems in Third World Economies*, Amsterdam: North-Holland Publishing Company.
- EY [2017] *Doing Business in Myanmar*, EY Corporate Services Limited.
- Frank, W.G. [1979] “An Empirical Analysis of International Accounting Principles,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 17, No. 2, pp. 593-605.
- Gernon, H. and R. S. O. Wallace [1995] “International Accounting Research: A Review of its Ecology, Contending Theories and Methodologies,” *Journal of Accounting Literature*, Vol. 14, pp. 54-106.
- Gipper, B., B.J. Lombardi, and D.J. Skinner [2013] “The Politics of Accounting Standard-Setting: A Review of

- Empirical Research,” *Australian Journal of Management*, Vol. 38, No. 3, pp. 523-551.
- Gordon, L.A., M. P. Loeb, and W. Zhu [2012] “The Impact of IFRS Adoption on Foreign Direct Investment,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 31, No. 4, pp. 374-398.
- Gray, S. J. [1988] “Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally,” *Abacus*, No. 24, pp. 1–15.
- Hail, L., C. Leuz, and P. Wysocki [2010] “Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis,” *Accounting Horizons*, Vol. 24, No. 3, pp. 355-394.
- Harrison, G.L. and J. L. McKinnon [1986] “Culture and Accounting Change: A New Perspective on Corporate Reporting Regulation and Accounting Policy Formulation,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.12, No. 3, pp. 233-252.
- Hassan, M. [2008] “The Development of Accounting Regulations in Egypt”, *Managerial Auditing Journal*, Vol. 23 No. 5, pp. 467-484.
- Hatfield, H. R. [1966] “Some variations in accounting practices in England, France, Germany and the United States,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 4, No. 2, pp. 169–182.
- Holthausen, R. W. and R. W. Leftwich [1983] “The Economic Consequences of Accounting Choice Implications of Costly Contracting and Monitoring,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 5, pp. 77-117.
- International Monetary Fund [2017] *World Economic Outlook Databases*, IMF.
- International Monetary Fund [2018a] (February) *Myanmar, Staff Report for the 2017 Article IV Consultation*, IMF.
- International Monetary Fund [2018b] (March) *IMF Country Report No. 18/90, Myanmar 2017 Article IV Consultation –Press Release; Staff Report; and Statement by the Executive director for Myanmar*, IMF.
- International Accounting Standards Board [2016] *IFRS Application around the World*, IFRS Foundation.
- Ito, K. [1982] “Accounting Standard Setting and Its Economic Consequences: With Special Reference to Information Inductance in a Cost-Benefit Framework,” *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*, Vol.17, No. 1, pp. 66-82.
- Ismail, W.A. and K. A. Kamarudin [2013] “Earnings Quality and the Adoption of IFRS Based Accounting Standards: Evidence from an Emerging Market,” *Asian Review of Accounting*, Vol. 21 No. 1, pp. 53-73.
- Judge, W. , S. Li, and R. Pinsker [2010] “National Adoption of International Accounting Standards: An Institutional Perspective,” *Corporate Governance: an International Review*,” Vol. 18, Issue 3, pp. 161-174.
- Jurisdictional Profile: Myanmar, IFRS Foundation.
- Karim, A. and Ahmed, J. [2005] “Determinants of IAS disclosure compliance in developing countries, evidence from exchange-listed companies in Bangladesh,” Working Paper No. 21, School of Accounting and Commercial Law, Victoria University of Wellington.
- Khine, A.M. [2010] ”A Study on Private Accounting Training Centers in Yangon,” Yangon Institute of Economics Department of Management Studies, MBA Dissertation.
- Knight, J. [2008] *Higher Education in Turmoil: The Changing World of Internationalization*, Sense Publishers.
- Kossentini, A. and H. B. Othman [2014] “A Study of the Institutional and Economic Determinants of IFRS Adoption in Emerging Economies,” *TIJA Symposium TIJA* (University of Illinois at Urbana-Champaign), pp. 1-63.

- Gray, S. J. [1988] Towards a theory of cultural influence on the development of accounting systems internationally. *Abacus*, 24, 1–15
- Gray, S. J. [1988] Towards a theory of cultural influence on the development of accounting systems internationally. *Abacus*, 24, 1–15
- KPMG [2012] *Investing in Myanmar*, KPMG.
- Larson, R.K. [1993] "International Accounting Standards and Economic Growth: an Empirical Investigation of their Relationship in Africa," *Research in Third World Accounting*, No. 24, pp. 165-179.
- Liu, C., L.J. Yao, N. Hu, and L. Liu [2011] "The Impact of IFRS on Accounting Quality in a Regulated Market: An Empirical Study of China," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 26 No. 4, pp. 659-676.
- MacLulich, K. K. and C. Gurău [2004] "The Relationship between Economic Performance and Accounting System Reform in the CEE Region: The Cases of Poland and Romania," *Discussion Paper 2004/06*, CERT.
- Martin, M. F. [2012] CRS Report for Congress, U.S. Sanctions on Burma, Congressional Research Service.
- McKinnon, J.L. [1984] "Application of Anglo-American principles of consolidation to corporate financial disclosure in Japan," *ABACUS*, Vol. 20, No.1, pp. 16-33.
- Mizunoura, K. Ed. [2015] Accounting Standards for Small-and Medium-Sized Enterprises in ASEAN, ERIA Research Project Report No. 22, ERIA.
- Mueller, G. G. [1968] "Accounting Principles Generally Accepted in the United States versus Those Generally Accepted Elsewhere," *The International Journal of Accounting*, Vol. 3, No. 2, pp. 93–102.
- Nair, R. D. and W. G. Frank [1980] "The Impact of Disclosure and Measurement Practices on International Accounting Classifications," *The Accounting Review*, Vol. 55, No. 3, pp. 426-450.
- Nobes, C. W. [1998] "Towards a General Model of the Reasons for International differences in Financial Reporting," *Abacus*, Vol. 34, No. 2, pp. 162-187.
- Nobes, C. [2013] "The Continued Survival of International Differences under IFRS," *Accounting and Business Research*, Vol.43, No.2, pp. 83-111.
- Nobes, C. W. and C. Stadler [2013] "How Arbitrary are International Accounting Classifications? Lessons from Centuries of Classifying in Many Disciplines, and Experiments with IFRS Data," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 38, No. 8, pp. 573-595.
- Nobes, C.W. and R. Parker [2016] *Comparative International Accounting*, 13th Edition. Harlow, UK: Pearson.
- Organization for Economic Co-operation and Development [2013] *Multi-dimensional Review of Myanmar*, OECD (門田清訳 2015 『ミャンマーの多角的分析』, 明石書店) .
- Owusu-Ansah, S. and J. Yeoh [2005] "The Effect of Legislation on Corporate Disclosure Practices," *Abacus*, vol. 41, issue 1, pp. 92-109.
- PwC [2014] Myanmar Business Guide, PricewaterhouseCoopers Myanmar Co., Ltd.
- PwC [2017] Myanmar Business Guide, PricewaterhouseCoopers Myanmar Co., Ltd. (PwC Japan [2017] 『ミャンマー投資ガイド』, PwC Japan)
- Ramanna, K. and E. Sletten [2014] "Network Effects in Countries' Adoption of IFRS," *The Accounting Review*, Vol. 89, No. 4, pp. 1517-1543.
- Samaha, K. and P. Stapleton [2009] "Firm specific determinants of the extent of compliance with international accounting standards in the corporate annual reports of companies listed on the Egyptian

- Stock Exchange: a positive accounting approach,” *Afro-Asian Journal of Finance and Accounting*, Vol. 1, No. 3, pp. 266-294.
- Samaha, K. and H. Khlif [2016] “Adoption of and Compliance with IFRS in Developing Countries: A Synthesis of Theories and Directions for Future Research”, *Journal of Accounting in Emerging Economies*, Vol. 6, No. 1, pp.33-49.
- Saudagaran, S. M. and J. G. Diga. [1997] “Financial Reporting in Emerging Capital Markets: Characteristics and Policy Issues,” *Accounting Horizons*, No. 11, pp. 41-64.
- Saudagaran, S. M. and J. G. Diga [1998] “Accounting Harmonization in ASEAN: Benefits, Models and Policy Issues,” *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, Vol. 7, No. 1, pp. 21-45.
- Seidler, L. J. [1967] International Accounting -The Ultimate Theory Course, *The Accounting Review*, Vol. 42, No. 4, pp.775-781.
- Shapiro, C. and H. R. Varian [1999] *Information Rules*. Harvard Business School Press.
- Shima, K. M. and D. C. Yang [2012] “Factors Affecting the Adoption of IFRS,” *International Journal of Business*, Vol. 17, No. 3, pp. 276-298.
- Taplin, R.H., G. Tower, and P. Hancock [2002] “Disclosure (Discernibility) and Compliance of Accounting Policies: Asia Pacific Evidence”, *Accounting Forum*, Vol. 26 No. 2, pp. 172-190.
- Tay, J. S. W. and R. H. Parker [1990] “Measuring international harmonization and standardization,” *Abacus* , Vol. 26 No. 1, pp. 71-88.
- Taylor, P. and S. Turley [1986] “Applying Economic Consequences Analysis in Accounting Standard Setting: A Tax Incidence Approach,” *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 13, No. 4, pp.467-488.
- Thein, U M. [1998] ”Accounting Education and Profession in Burma (Myanmar),” *The Proceedings of the Tenth Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues (at Manua, Hawaii)*.
- Türel, A. [2009] “The Value Relevance of IFRS:The case of Turkey”, *Economica*, Vol. 5 No. 1, pp. 119-128.
- United Nations [2010] International Accounting and Reporting Issues 2008 Review, UN.
- Walker, R.G. [1987] “Australia’s ASRB. A Case Study of Political Activity and Regulatory Capture,” *Accounting and Business Research*, Vol. 17, pp.269–286.
- Watts, R.L. [1977] “Corporate Financial Statements: A Product of the Market and Political Process,” *Australian Journal of Management*, No. 2, pp. 53-75.
- Watts, R.L. and J.L. Zimmerman [1986] *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall.
- Welch, A. and M. Hayden [2013] (ADB [2013]), ADB Technical Assistance Consultant's Report, Project Number 46369, Republic of the Union of Myanmar: Support for Education Sector Planning, Asian Development Bank.
- World Bank Group [2017] (WBG [2017]) Report on Observance of Standards and Codes (ROSC), Accounting and Auditing Module, World Bank Group.
- Zeff, S. A. [1972] *Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends*, Stipes Publishing.
- Zeff, S. A. [1978] “The Rise of “Economic Consequences” -The Impact of Accounting Reports on Decision Making may be the most challenging accounting issue of the 1970s, ” *The Journal of Accountancy*, pp. 56-63.
- Zeghal, D. and K. Mhedhbi [2006] “An Analysis of the Factors Affecting the adoption of International Accounting Standards by Developing Countries,” *The International Journal of Accounting*, No. 41, pp. 373-386.

- Zehri, C. and A. Abdelbaki [2013] “Does Adoption of International Accounting Standards Promote Economic Growth in Developing Countries?,” *International Open Journal of Economics*, Vol. 1, No. 1, pp.1-13.
- 小津稚加子 [2009] 「SME版IFRSの開発過程－公開草案（ED）構造化はどのようになされたのか－」『経済学研究』 第75巻第5・6号, 65-79頁。
- 甲斐史朗 [2018] 『ミャンマー新投資法・新会社法』, 中央経済社。
- 香川孝三・金子由芳編著 [2007] 『法整備支援論』, ミネルヴァ書房。
- 金子由芳 [2004] 「法の実施強化に資する立法支援のありかた－ミャンマー向け経済法制支援を素材として」、国際協力機構。
- 河崎照行 [2016] 「『ASEAN諸国における中小企業会計の実態調査と政策提言』に関する報告書」『甲南会計研究』 第10巻, 53-80頁。
- 河野佐恵子 [2002] 「途上国をめぐる教育開発理論の展開」『九州大学大学院教育学コース院生論文集』 第2巻, 31 - 48頁。
- 北村友人 [2014] 「途上国における能力開発と教育の役割」『Journal of International Cooperation for Agricultural Development』 第13巻, 13-22頁。
- 工藤年博編 [2012] 『ミャンマー政治の実像－軍政23年の功罪と新政権の行方－』アジア経済研究所。
- 経済産業省 [2015] 『ミャンマー産業発展ビジョン』経済産業省。
- KPMG [2012] 『2012年度版 ミャンマー投資ガイド』KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.
- 国際協力機構 [2010] 『JICAの教育分野の協力－現在と未来－』, JICA。
- 小島清 [2000] 「雁行型経済発展・赤松オリジナル－新興国のキャッチアップ・プロセス－」『世界経済評論』 3月号, 8-20頁。
- 小松太郎編 [2016] 『途上国世界の教育と開発』, 上智大学出版。
- 齋藤静樹 [2018] 「会計研究の再構築－実正な記理論と理論なき実証を超えて－」, 日本会計研究学会 大77回大会記念講演（且つ, 井尻雄二教授事業記念講演）。
- 齋藤雅子・セカール・マヤングサリ・平松一夫 [2015] 『インドネシアの会計教育』, 中央経済社。
- 坂野慎二・藤田晃之 [2015] 『海外の教育改革』, 放送大学教育振興会。
- 佐藤郁哉 [2016] 『社会調査の方法 上下』, 東京大学出版会。
- 種生物学会 [2008] 『共進化の生態学』, 文一総合出版。
- 鐘非 [2001] 「ビックバンか漸進主義か－移行パターンの政治経済学－」『ワーキングペーパー CIRJE-J-39』, 東京大学大学院経済研究科。
- 高木保興・河合明宣 [2014] 『途上国を考える』, 放送大学。
- 谷口隆義 [2017] 「ミャンマーにおける企業会計の現状と課題：軍事政権の残照」, 『国際会計研究』 第1巻第1号, 147-159頁（国際会計研究学会）。
- 谷口隆義・徳賀芳弘 [2018] 「ミャンマーにおける会計教育の現状と課題－会計制度改革が進む中での会計教育の欠如－」『京都大学経済学研究科ディスカッション・ペーパー』, J-18-003。
- 丹野勲 [2013] 「アジアにおける文化・社会・制度に基づいた独自のコーポレート・ガバナンス体制の解明」『国際経営フォーラム』 第24号, 39-80頁。
- 津守常弘 [1981] 「会計原則における統一性と弾力性」『会計』, 第120巻・第5号, 14-23頁。

徳賀芳弘 [1998] 「会計測定値の比較可能性」『国民経済雑誌』（神戸大学），第 178 巻・第 1 号，49-61 頁。

徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論 -相違と調和-』，中央経済社。

徳賀芳弘 [2001a] 「産業政策・金融政策とマクロ会計政策」『企業会計』第 53 巻、第 9 号、84-85 頁。

徳賀芳弘 [2001b] 「韓国における金融危機と会計制度改革」『経営研究』（大阪市立大学）第 51 巻第 4 号，21-41 頁。

仲尾次洋子 [2012] 「台湾における IFRS アドプションの課題：台湾企業の事例を手がかりとして」『會計』第 181 巻，第 1 号，82-92 頁。

西村あさひ法律事務所・湯川雄介編著 [2018] 『ミャンマー新投資法・改訂会社法 -最新実務を踏まえて』，有斐閣。

野村康 [2017] 『社会科学の考え方 認識論,リサーチ・デザイン,手法』，名古屋大学出版会。

PwC [2012] 『ミャンマー投資ガイド』，PwC Japan。

PwC [2017] 『ミャンマー投資ガイド』，PwC Japan。

増田知子 [2010] 「ミャンマー軍事政権の教育政策」，工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』，第 5 章所収，アジア経済研究所，235-269 頁。Available at http://www.ide.go.jp/Japanese/PublishDownload/Report/2009/2009_404.html（最終アクセス日：2018 年 12 月 6 日）

最後に，Lasmin [2012] は，26 の IFRS 採用開発途上国と 22 の IFRS 非採用開発途上国のデータを用いて，IFRS の採用が国際貿易の新興や外国直接投資（FDI）の誘致にプラスの影響を与えてはいないとの経験的な証拠を提示している。